



かみすハートフルプラン

第2次神栖市男女共同参画計画

# かみすハートフルプラン

～ 第2次神栖市男女共同参画計画 ～



平成30年3月

神栖市

## はじめに



本格的な人口減少や少子高齢化が進み、産業構造・社会経済情勢が大きく変化しています。そのようななか、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、誰もが自分らしく生きることのできる社会への変革が求められております。性別で生じる不平等をなくし、男女平等の考え方のもと、人権や可能性、選択肢が尊重される「男女共同参画社会」を進めていくことは、重要であります。

市では、平成18年12月に制定した「神栖市男女共同参画推進条例」に基づき、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、「ひとにやさしくできるまち・かみす」を推進するため、このたび「第2次神栖市男女共同参画計画『かみすハートフルプラン』」を策定しました。

本計画では、「男女共同参画を推進する意識と環境づくり」「男女がともに活躍できる環境づくり」「男女がともに安心して生活できる環境づくり」の3つを基本目標として位置づけました。また、男女があらゆる分野に参画しやすい社会づくりをめざし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、女性の活躍推進など、新たに取り組むべき課題を盛り込みました。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に力を注いでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この計画の策定にあたりまして、意識調査やワークショップ等を通じてご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました神栖市男女共同参画審議会委員の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

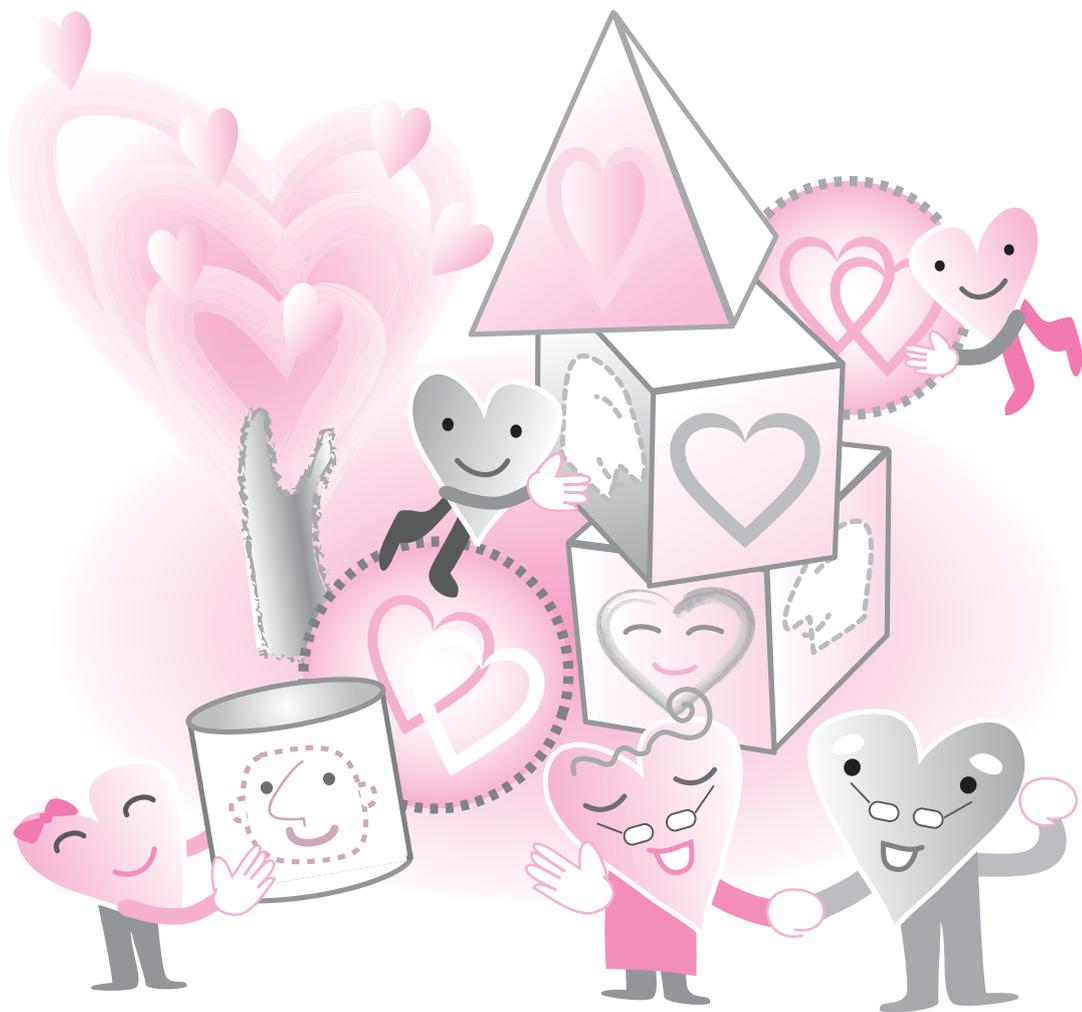
神栖市長 石田 進

# もくじ

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 計画策定の背景.....	2
(3) 基本理念.....	4
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画期間と進行管理.....	6
4 計画の体系.....	7
<b>第2章 計画の内容</b> .....	<b>11</b>
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識と環境づくり.....	12
重点課題1 男女の平等をめざした意識づくりの推進.....	14
施策の目標(1) 男女の視点に立った考え方の普及.....	16
施策の目標(2) 男女平等の視点に立った教育の推進.....	18
施策の目標(3) 男女平等の視点に立った国際社会への対応, 理解促進.....	20
重点課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進.....	22
施策の目標(1) 市政等の立案・決定への女性の参画拡大.....	24
施策の目標(2) 企業・団体・地域等への女性の積極的参画の推進.....	24
重点課題3 男女共同参画を推進する体制の充実.....	26
施策の目標(1) 人材情報の収集とリーダーの育成.....	28
施策の目標(2) 男女共同参画の取り組みを推進する体制の強化.....	28
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり.....	30
重点課題1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる働き方の促進.....	32
施策の目標(1) 均等な雇用機会と待遇の確保.....	34
施策の目標(2) 多様な働き方の選択, 職場での育児や介護との両立支援の促進.....	36
重点課題2 家庭や地域における男女共同参画の促進.....	38
施策の目標(1) 保育や子育ての支援.....	40
施策の目標(2) 介護の支援.....	44
施策の目標(3) 地域社会活動への参加促進, 参加しやすい環境づくり.....	44
重点課題3 活躍するための意識・能力向上とチャレンジの支援.....	48
施策の目標(1) キャリア形成, 職業能力向上の支援.....	50
施策の目標(2) 再就職や起業の支援.....	50
基本目標Ⅲ 男女がともに安心して生活できる環境づくり.....	52
重点課題1 男女間の暴力の根絶.....	54
施策の目標(1) 暴力を根絶するための意識啓発.....	56
施策の目標(2) 暴力の被害をなくすための体制の整備, 充実.....	56
重点課題2 男女の健康の保持・増進の支援.....	58
施策の目標(1) 性差に応じた健康支援.....	60
施策の目標(2) 妊娠, 出産等に関する健康支援.....	60
重点課題3 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制づくり.....	62
施策の目標(1) 男女共同参画による防災活動の促進.....	64
施策の目標(2) 男女双方の視点からの復興体制の確立.....	64
<b>附属資料</b> .....	<b>67</b>
神栖市男女共同参画推進条例.....	68
神栖市男女共同参画審議会規則.....	72
神栖市男女共同参画審議会委員名簿.....	73
神栖市男女共同参画に関する市民意識調査の結果(概要).....	74
男女共同参画に関する国内外の動き.....	84

# 第1章 計画の概要

---



# 1 計画策定の趣旨と背景

## (1) 計画策定の趣旨

神栖市では、平成 20 年に「神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）」を策定し、市民一人ひとりが自分らしく生き、男女が互いに尊重しあい、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組んできました。

近年、人口減少や少子高齢化、労働力の減少、情報ネットワークの拡大や情報通信技術の発展、国際化、自然災害の増加など、日本を取り巻く環境は変動し、生き方や働き方などへの価値観も、男女・年齢を問わず、多様化する傾向にあります。

そのようななか、国は、女性の活躍推進や働き方改革など新たな目標をたて、男女共同参画にかかる取り組みを進めています。

市においても、「かみすハートフルプラン」の計画期間が平成 29 年で終了するため、市が抱える課題に加え、国から求められている施策なども踏まえ、この「第 2 次神栖市男女共同参画計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、平成 28 年に、市民 3,000 人を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画に対する市民の意識や取り組みへの意見などを把握したほか、男女共同サロンでの市民ワークショップの開催、男女共同参画審議会での協議、市役所各課へのヒアリングなどを行い、できる限り計画に反映させました。

また、第 1 次計画における施策や事業の進捗状況を検証するとともに、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」や茨城県の「茨城県第 3 次男女共同参画基本計画」との整合性に留意し、計画を策定しました。

## (2) 計画策定の背景

本計画を策定するうえで、背景として考慮した近年の社会環境の変化や、特に重視している点をまとめると、次のとおりです。

持続可能な  
地域社会

日本の総人口は平成 20 年から減少に転じ、少子高齢化が急激に進んでいます。また、未婚・非婚の増加や核家族化、地域における人間関係の希薄化なども進んでおり、地域社会を支え合う力が日本全体で低下しつつあります。

人口減少が進むなか、将来にわたり持続可能な地域社会をつくるには、家庭や地域などで男女共同参画を進めていくことが必要です。



## 女性の活躍

労働を担う生産年齢人口は平成7年から減少に転じ、社会経済活動への影響も懸念されています。このようななか、平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、さまざまな分野において女性の活躍が期待されています。

根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消、出産・子育て期の離職の抑止、女性が少ない分野への進出やキャリアアップなどが必要です。

ワーク・ライフ・バランス  
働き方改革

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざすには、男性も女性も多様な働き方が選べる社会が求められています。男性中心型労働や長時間労働は根強く残っており、理想と現実の乖離が見られます。

多様な価値観や働き方に対応できる職場、性別にかかわらず個々の能力が発揮できる職場が増えていくことが必要です。

## 男女間の暴力

平成13年にDV防止法<sup>※1</sup>が制定されて10年以上がたち、DVという言葉や意味はかなり浸透していますが、発生件数は増加傾向にあります。近年は年齢層も拡大し、SNS<sup>※2</sup>などを使った新たな暴力も増えています。

男女間の暴力の背景にある固定的役割分担意識の解消とともに、発生の防止、被害者の保護救済にかかる取り組みがより一層必要です。

防災・災害時  
における  
男女共同参画

自然災害の増加により避難所の設営を経験する地域が増えているなか、避難所環境や物資などへのニーズが性別によって異なることも多く、それらに配慮すべきだという声が高まっています。

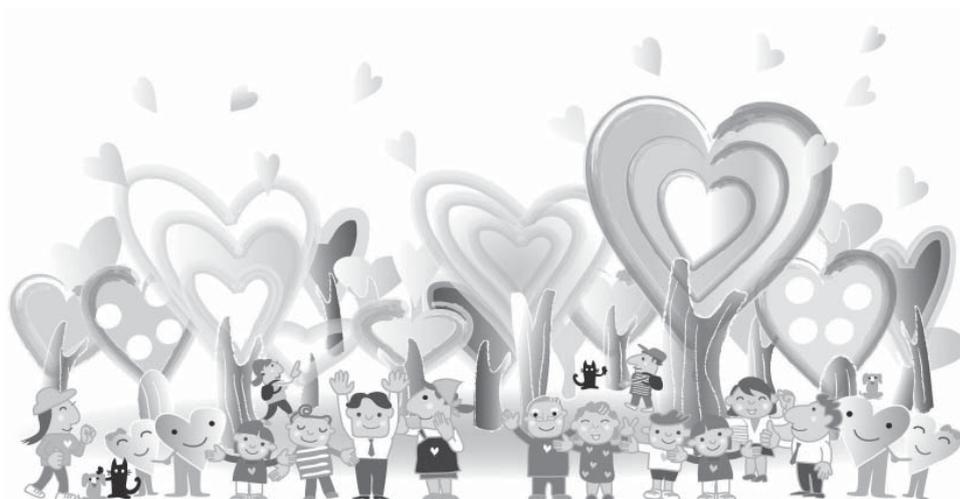
避難所における環境や備蓄はもちろん、日頃の防災活動や救護活動などにおいても男女共同参画を進めることが必要です。

※1：DV防止法とは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のことです。

※2：SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で多くの人とつながりを持ちたり交流できるサービスのことです。

### (3) 基本理念

神栖市男女共同参画推進条例第3条に基づき、「男女の人権尊重」「固定的な役割分担意識からの解放」「あらゆる分野での男女共同参画」「市民相互の尊重と協働による地域づくり」「国際的協調」の5つの事項を推進するとともに、「ひとにやさしくできるまち・かみす」をめざします。



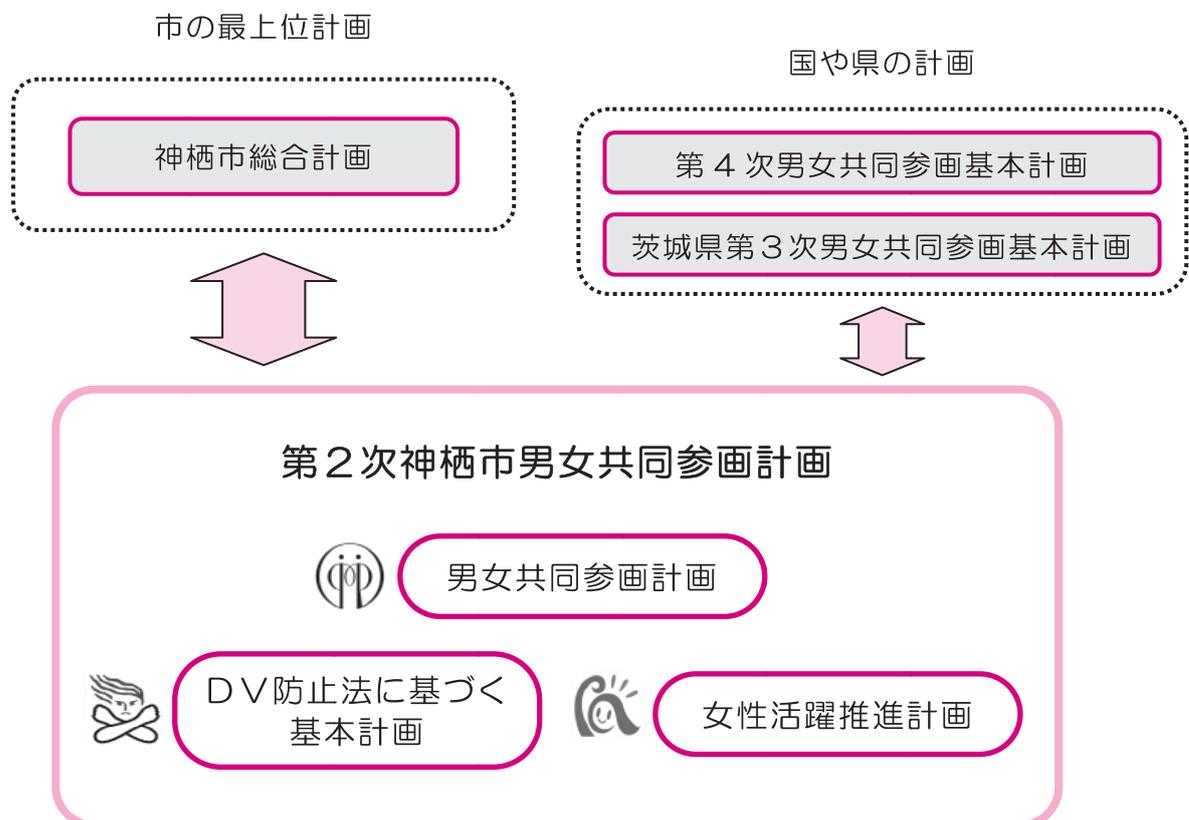


## 2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「神栖市総合計画」の個別計画です。

また、本計画は、国の「男女共同参画社会基本法（第14条第3項）」及び市の「神栖市男女共同参画推進条例」に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」や茨城県の「茨城県第3次男女共同参画基本計画」と同様に、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画として位置づけます。

なお、本計画は、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村女性活躍推進計画」及びDV防止法第2条に基づく「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含した計画としても位置づけます。



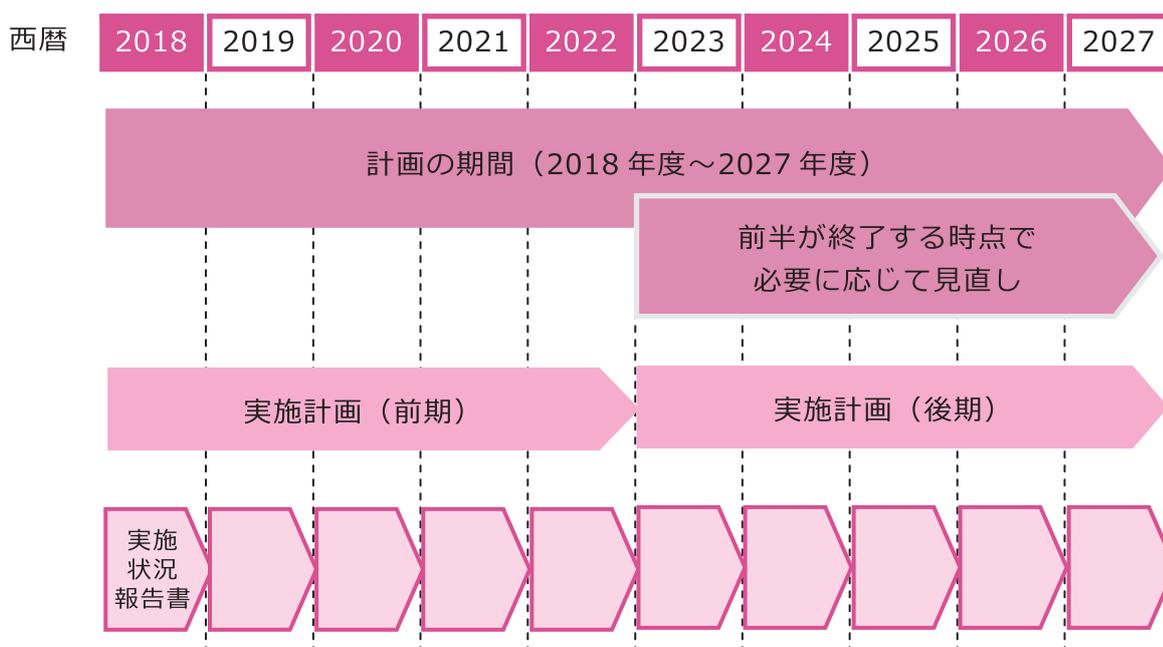
### 3 計画期間と進行管理

本計画は、2018年度から2027年度までの10年間を計画期間とします。

また、国や県の動きと合わせて社会情勢の変化にあった計画とするため、計画期間の前半が終了する時点（2022年度）で必要に応じて内容を見直し、計画終了前には、施策の進捗状況を確認して新たな計画の策定を行います。

なお、本計画に記載している、取り組み内容の具体的な進め方については、前期5年、後期5年を期間とする「実施計画」を策定し、毎年、取り組みを行う関係課等の、実施状況を「実施状況報告書」としてとりまとめ、進捗を管理していくこととします。

本計画の推進期間と進行管理について





## 4 計画の体系

本計画は「男女共同参画を推進する意識と環境づくり」「男女がともに活躍できる環境づくり」「男女がともに安心して生活できる環境づくり」の3つの基本目標に沿って取り組みを定め、進めていくこととします。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する 意識と環境づくり

社会通念や慣習により、個々の可能性や選択肢を男女の枠組みで制限されないよう、意識づくりを進めます。

また、あらゆる場面で男女の考えが平等に反映されるよう、リーダーシップを発揮する場に占める女性を増やすことや、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

### 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる 環境づくり

\*基本目標Ⅱにある施策は、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村女性活躍推進計画」に該当します。

職場・家庭・地域で男女がともに活躍できる社会をめざし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を促進します。

働く環境については、ライフイベント※に対応した多様で柔軟な働き方や、就業環境における男女の平等の実現に向けて取り組みを進めます。

また、家庭や地域については、子育てや介護等の支援、地域社会活動への参画などを進めます。

### 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して 生活できる環境づくり

誰もが安心して暮らせる社会をめざし、暴力（DV）の防止や男女の身体的性差から生じる健康上の問題への対応、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立を進めます。

※ライフイベントとは「人生での出来事」のことで、誕生、就学、就職、結婚、出産、子育てなど、人の一生涯でおこるいろいろなことです。

【体系表】



---

## 第2章 計画の内容

---



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識と環境づくり

平成 11 年に国が「男女共同参画社会基本法」を制定して 20 年近くが過ぎました。その間、関連する法律や制度の整備など、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な環境整備が進められ、価値観の多様化とともに、人々の意識も徐々に変化してきました。

市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査（市民アンケート）※1」によると、男女の地位の平等さについて、“男性優遇”という意識は“女性優遇”と比較するとまだ高いですが、徐々に減っており、学校では多くの市民が“対等・平等”だと感じています。しかしながら、家庭や職場、社会全般などに対しては半数以上が依然として“男性優遇”と感じています。

市民それぞれの人権や可能性、選択意思が尊重される社会づくりを進めるためには、性別で生じる不平等さをなくしていくことが重要であり、それらに向けた意識づくりと環境づくりをともに進めていくことが必要です。

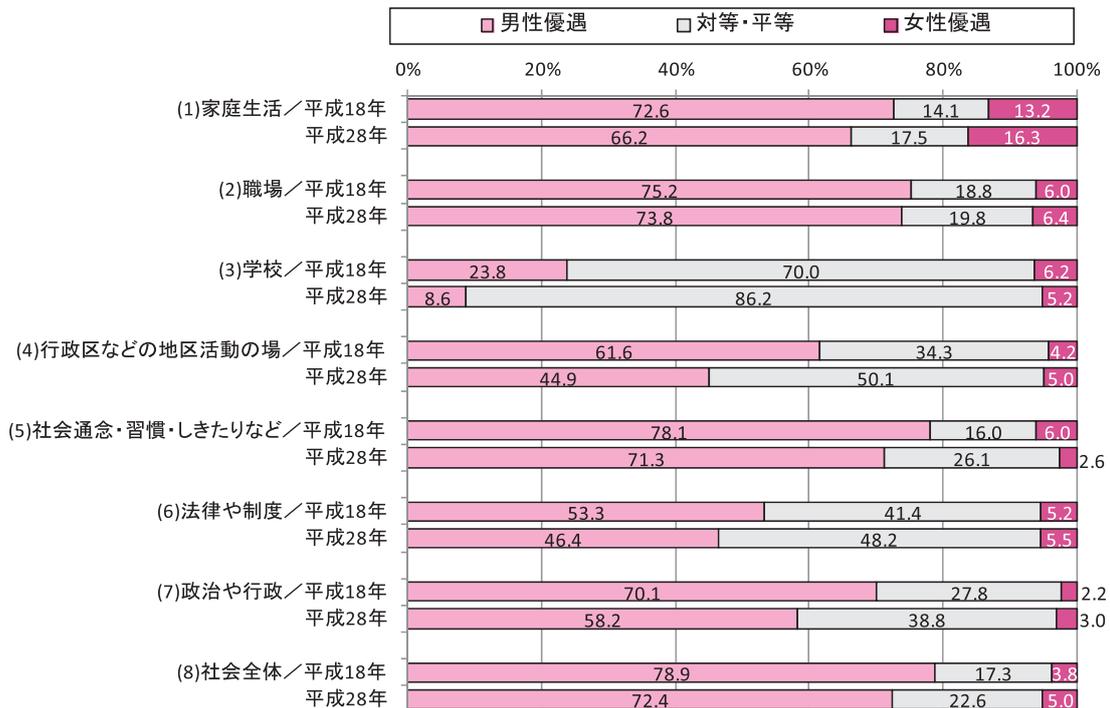
市では、平成 20 年度に「かみすハートフルプラン」を作成し、「男女共同参画社会」の考え方をはじめ、関連する法や制度の普及に努めてきました。その結果、市民アンケートによると、関連する用語やその内容を知っている市民の割合は増えており、本計画や情報誌（ハートフルかみす）についても、認知度が少しずつですが高まっています。

今後も、男女共同参画を推進する意識と環境づくりを進めていくため、男女共同参画を進める背景にある考え方や法制度、市の取り組みなどについて、多くの市民が知り、理解が広まるよう、さまざまな機会を通して取り組んでいくことが必要です。

※1：「男女共同参画に関する市民意識調査（市民アンケート）」とは、平成 28 年 8 月に市民 3,000 人を無作為抽出して行ったアンケートで、1,288 人の方から回答をいただきました。平成 18 年と平成 23 年にも同様のアンケートを行っており、平成 28 年と結果を比較するために掲載しています。（四捨五入の誤差により、構成比の合計が 100%にならないものもあります。）

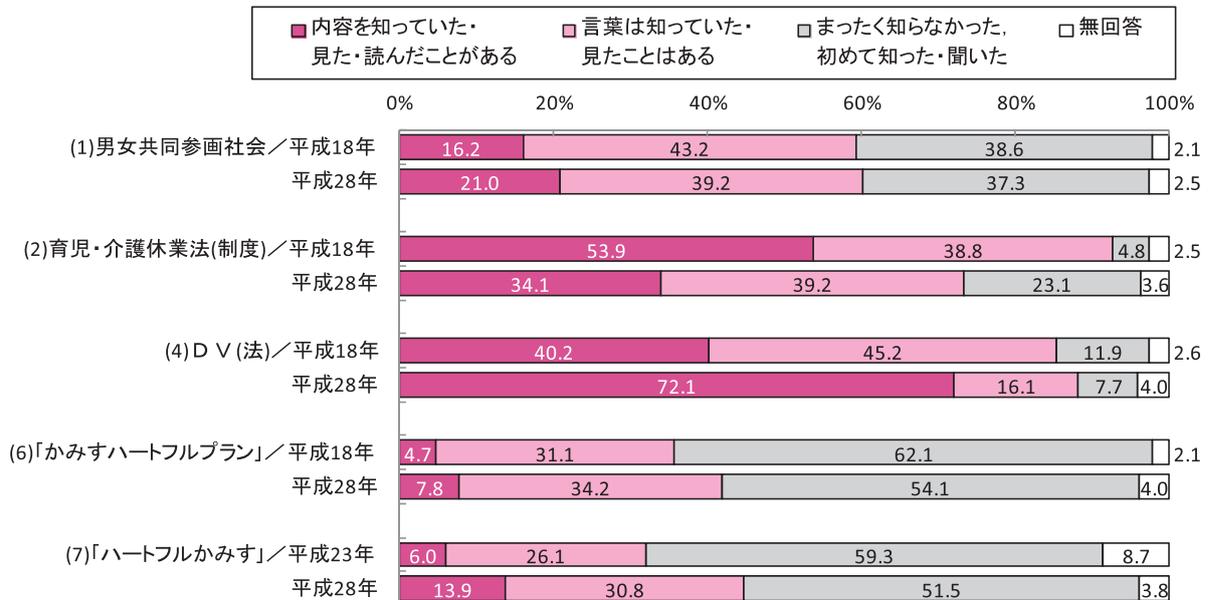


## 男女の地位の平等について（市民アンケート）



※ 選択肢の男性優遇は「どちらかといえば男性が優遇」と「男性が優遇」の合計値、女性優遇は「どちらかといえば女性が優遇」と「女性が優遇」の合計値です。

## 男女共同参画に関連する法制度や市の取り組みなどの認知度（市民アンケート）



※ 平成 18 年は「育児休業制度」「介護休業制度」「DV 法」として認知度を尋ね、選択肢は「内容について知っている」「内容は知らないが言葉は知っている」「まったく知らない」です。

※ 「(7)ハートフルかみす」は平成 20 年から発行しており、平成 18 年には尋ねていないため、平成 23 年との比較を掲載しています。

---

## 重点課題1 男女の平等をめざした意識づくりの推進

性別による固定的な役割分担意識として代表される「男は仕事，女は家庭」という考え方について，市民アンケートによると，同感する割合は徐々に減っています。一方，同感しない割合は高まっており，県や全国と比較しても高く，意識が徐々に変化していることがうかがえます。

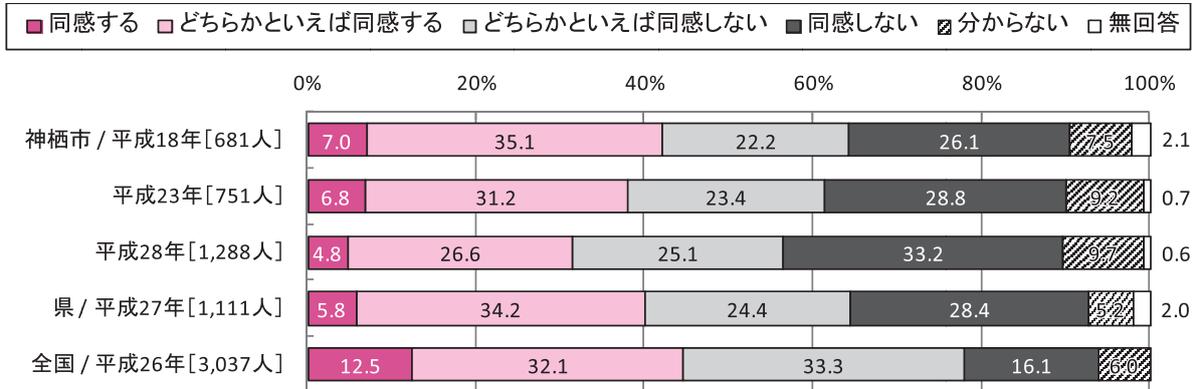
また，性別による固定的な役割分担意識によって生じやすい男女の生き方や家庭生活などに関する考え方についても，肯定する回答割合は減り，否定的な回答が高まっています。依然として，男女や年代で意識の違いが見られるものの，男女共同参画で重要なこととして，固定的な社会通念，習慣・しきたりを改めるという回答が最も高く，改善を求める声は少なくない状況です。

このようなことから，性別や年代はもちろん，個々の立場によっても意識の差があることに留意しながら，取り組みを進めていくことが必要です。また，教育分野においては，固定的な性別役割分担にとらわれずに，主体的に進路を選択する能力・態度が身に付くように努めていくことも重要です。



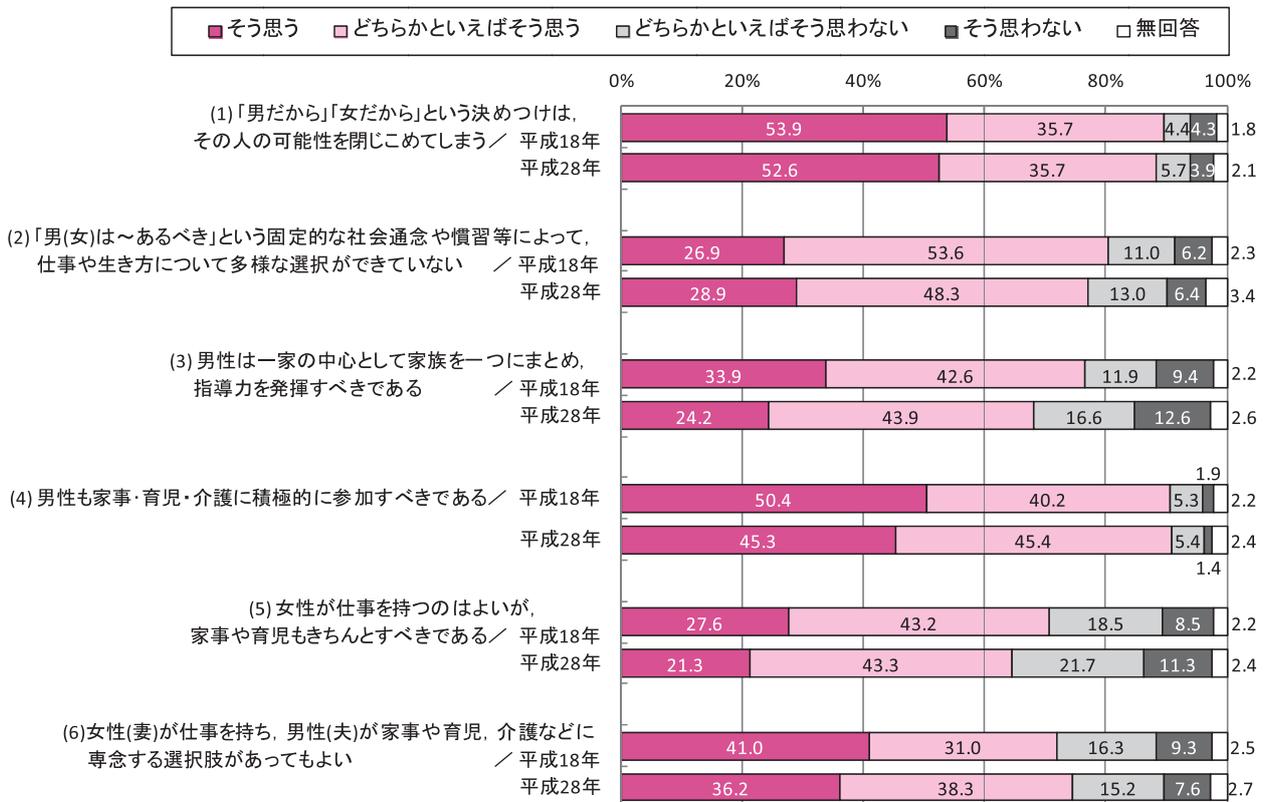


「男は仕事，女は家庭」という考え方について（市民アンケート，県・全国と比較）



※全国は「無回答」の回答者を除いて算出しています。

男女の生き方や家庭生活などに関する考え方について（市民アンケート）





施策の目標（1） 男女の視点に立った考え方の普及

施策① 男女共同参画を進める意識の普及

男女共同参画に関する情報誌「ハートフルかみす」の発行や、意識啓発につながるイベントなどを通して、男女共同参画を進める意識の普及に努めます。

また、情報誌を市民とともに編集したり、男女共同参画を推進する事業者を表彰するなど、男女共同参画に関する取り組みに、できるだけ多くの人に関わりを持ってもらいます。

施策② 女性の理工系分野への関心・理解の促進

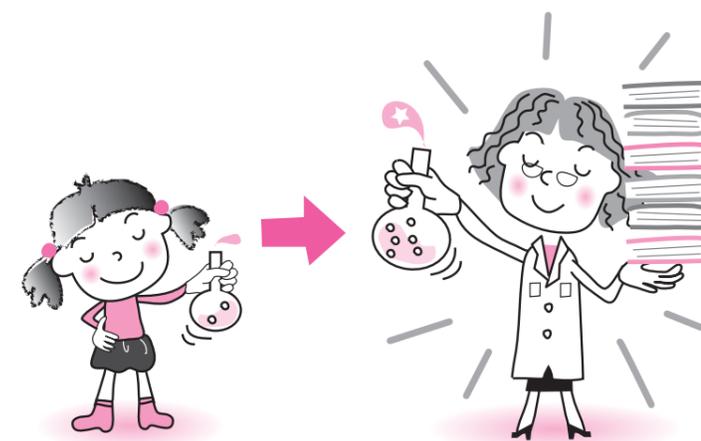
理工系分野にかかる仕事に就く女性が少ない現状をふまえて、これらに関する学習機会やイベントなどを通して、子どもの頃から、性別にかかわらず、理工系分野への関心や理解を高めていくことができるようにします。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
1	男女共同参画を推進するための普及啓発	市民協働課
2	男女共同参画情報誌の発行	市民協働課
3	職員の意識の啓発	市民協働課
4	男女共同参画推進事業者の表彰	市民協働課
5	男女共同参画啓発イベントの開催	市民協働課
6	(新) <sup>*</sup> 男女共同セミナーの開催	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
7	女性の理工系分野への関心・理解を高める事業の推進	市民協働課
8	青少年のための科学の祭典	文化スポーツ課
9	(新)サイエンス講座等の開催	中央公民館
10	(新)男女共同参画に関する資料の紹介	中央図書館



※（新）は、このプランで新たに位置づけられた取り組みの内容です。



施策の目標（2） 男女平等の視点に立った教育の推進

施策① 男女平等の視点に立った家庭教育の推進  
家庭教育学級や関連する研修，相談事業などを通して，家庭での男女共同参画の重要性を普及させます。

施策② 家庭における教育への父親の参加促進  
親父の会への参加を促すなど，男性（父親）が家庭における子どもの教育に積極的に参加することを促進します。

施策③ 男女平等の視点に立った学校教育の推進  
学校においては，人権尊重や男女平等の視点をふまえた教材の使用や，男女共同参画の意識を養う教育を実施します。また，個性に応じたキャリア教育や，男女平等の視点に立った進路指導を実施します。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
11	家庭教育の充実	文化スポーツ課
12	教育に関する悩みの相談	教育指導課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
13	親父の会など男性の子育て活動の支援	文化スポーツ課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
14	キャリア教育の充実	教育指導課





施策の目標（3） 男女平等の視点に立った国際社会への対応，理解促進

施策① 外国人居住者を対象とした相談・支援の充実  
生活相談窓口の案内など，外国人居住者が男女共同参画に関わる問題で悩んだとき相談できる体制を整えます。

施策② 外国語による公共表示の整備促進，広報の充実  
本市には外国人居住者が比較的多いことをふまえ，国籍を問わず，男女ともに生活，行動しやすい地域づくりをめざし，公共の場における外国語での表記や，国際交流協会情報誌を通じた日常生活に関する情報提供に努めます。

施策③ 男女共同参画の視点に立った国際社会への理解や活動の促進  
国際社会における男女共同参画に関する教育や情報提供を行います。  
また，海外との交流を通して，男女共同参画に対する理解を国際的な視野から促進します。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
15	(新)茨城県国際交流協会が運営している外国人相談センターの周知と利用の促進	政策企画課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
16	神栖市国際交流協会への支援	政策企画課
17	避難所及び避難誘導看板の多言語化	防災安全課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
18	外国語教育の推進	教育指導課
19	(新)国際理解の推進	政策企画課



---

## 重点課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進

市では、各種まちづくり分野を審議する審議会などにおいて、現状として少ない女性委員の割合を高めていくことに努めています。その結果、平成20年には女性の登用率は約20%でしたが、平成29年には30%を越える割合となっています。今後も男女どちらも40%を下回らないような委員の構成をめざし、男女がともに政策・方針決定に参画する体制づくりを進めていくことが必要です。

市役所における課長補佐以上の女性の割合については、平成29年現在26.3%で、5年前の平成25年に比べて約10%高くなっています。国が目標とする、都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合は30%であり、職員の意向を尊重しつつも、引き続き目標に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、地域や企業における男女共同参画を進めていくには、現状では少ないと言われている女性の役員や代表が増えることが課題です。

地域活動について、国は、平成28年度現在5.2%である自治会長に占める女性の割合を平成32年度までに10%にあげることを目標としています。本市においても、コミュニティ活動自体は男女ともに参画しているものの、代表となると男性の割合が高い状況であり、女性の割合を高める努力が必要です。

企業においては、女性の登用・能力開発等のための行動計画の策定を事業主に義務付けるなど、企業に対する国の具体的な働きかけが進められており、本市においても方針決定過程等への女性の参画を促進していくことが必要です。





神栖市の審議会等における女性の登用率の推移

	審議会数	総委員数(人)	うち 女性委員(人)	女性の 比率(%)
平成 25 年	46	638	179	28.1
平成 26 年	46	648	184	28.4
平成 27 年	50	843	211	25.0
平成 28 年	43	576	147	25.5
平成 29 年	41	480	180	37.5

※毎年度4月1日現在の数字です。地方自治法 202 条の3，地方自治法 180 条の5，その他（市の要項や規則に定めのある）審議会・委員会を対象です。

神栖市役所の課長補佐以上の人数および女性の割合の推移

	男(人)	女(人)	合計(人)	女性の 比率(%)
平成 25 年	128	23	151	15.2
平成 26 年	123	28	151	18.5
平成 27 年	116	35	151	23.2
平成 28 年	116	43	159	27.0
平成 29 年	118	42	160	26.3

※毎年度4月1日現在の数字です。また、「課長補佐以上」とは、課長補佐，副参事，課長，参事，次長，部長を指します。



施策の目標（1） 市政等の立案・決定への女性の参画拡大

施策① 審議会等への女性の積極的登用  
審議会など市政等の立案・決定における男女共同参画を促進するため、男女どちらも40%を下回らないような委員の構成を基本に、男女の割合に配慮しつつ、市民等の登用を積極的に進めます。

施策② 女性職員への研修機会の充実と職域拡大、管理職への登用促進  
市政運営における男女共同参画を促進するために、関連する研修等への参加促進を図りながら、女性職員の職域拡大と管理職への登用を積極的に進めます。

施策の目標（2） 企業・団体・地域等への女性の積極的参画の推進

施策① 地区活動、各種団体の活動における男女共同参画の推進  
地区や各種団体における組織などで、女性の役員や代表が増えるよう、啓発に努めます。

施策② 企業や経済団体等に対する女性の登用を促す啓発の充実  
企業や経済団体等の方針決定過程において、男女共同参画が進むよう、啓発に努めます。

施策③ 各種団体における女性のネットワークづくり、活動支援  
女性団体がより一層地域で活躍できるよう、女性団体の活動およびネットワークづくりや交流を支援します。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
20	審議会等の委員構成が男女ともに40%を下回らないようにすることの周知	市民協働課
21	女性人材バンクの整備	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
22	職員を対象とした研修等への派遣	市民協働課
23	女性職員のスキルアップ支援	職員課
24	女性職員の管理職への登用促進	職員課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
25	地区活動における女性区役員の登用促進	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
26	女性の参画拡充への周知	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
27	女性団体の育成やネットワーク化の促進	市民協働課

---

### 重点課題3 男女共同参画を推進する体制の充実

市では、市民によって構成された「男女共同参画審議会」を毎年定期的を開催し、関連事業の進捗報告とともに、それらに対する意見を受けながら、より良い事業の推進に努めています。

また、市民と協働で男女共同参画に関する啓発イベントを開催しているほか、男女共同参画に関する情報誌「ハートフルかみす」の編集を、市民とともに進めています。

このように、市民協働型で男女共同参画に取り組む体制は整ってきていますが、更なる推進に向けて取り組みを進めるためには、より多くの方々の参加協力が必要であり、性別・年齢を問わず、男女共同参画の推進を担ってくれる人材を増やしていくことが必要です。

市役所内では、男女共同参画の関係事業を進める部署が各課に及ぶことから、「男女共同参画推進連絡会議」を組織し、男女共同参画を市役所全体で進めています。

今後も、市役所内はもちろん、市民との連携を深めながら、男女共同参画に関する取り組みを確実に効果的に進めていくことが必要です。





ハートフルかみすの編集





施策の目標（１） 人材情報の収集とリーダーの育成

施策① 男女共同参画を推進する人材情報の収集  
男女共同参画を推進するうえで協力を得られる人材や企業、団体などの情報を収集します。

施策② 男女共同参画を推進するリーダーの育成  
男女共同参画に関する研修への市民の参加を促進するなど、男女共同参画を推進するリーダーを育成します。

施策の目標（２） 男女共同参画の取り組みを推進する体制の強化

施策① 男女共同参画を推進する組織の運営  
庁内各課が連携し、市民の参加を得ながら、市民等で構成される「男女共同参画審議会」を効果的に運営するとともに、庁内推進組織「男女共同参画推進連絡会議」の運営に努めます。

施策② 男女共同参画に関する困りごと等への対応  
男女共同参画に関する困りごと等の申し出に対応します。

施策③ 男女共同参画活動を推進するための拠点機能の充実  
「女性・子どもセンター」など、市民や事業者が行う男女共同参画の活動を支援するための拠点施設の機能を高めます。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
28	(新)男女共同人材バンクの整備・活用	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
29	研修会等への参加支援	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
30	男女共同参画推進連絡会議の運営	市民協働課
31	男女共同参画審議会の運営	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
32	男女共同参画に関する相談制度の充実	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
33	男女共同参画拠点施設の機能充実	市民協働課

---

## 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

男女がともに活躍できる環境づくりを進めるには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が重要な課題となっています。

国は「第4次男女共同参画基本計画」の中で改めて強調している視点として、「あらゆる分野における女性の活躍」をあげております。また、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』を制定し、女性の登用・能力開発等のための行動計画の策定を事業主に義務付けています。さらに、女性だけでなく、男性の育児参加や働き方の見直しを促すなど、男女双方に向けて、さまざまな角度から取り組みを進めています。

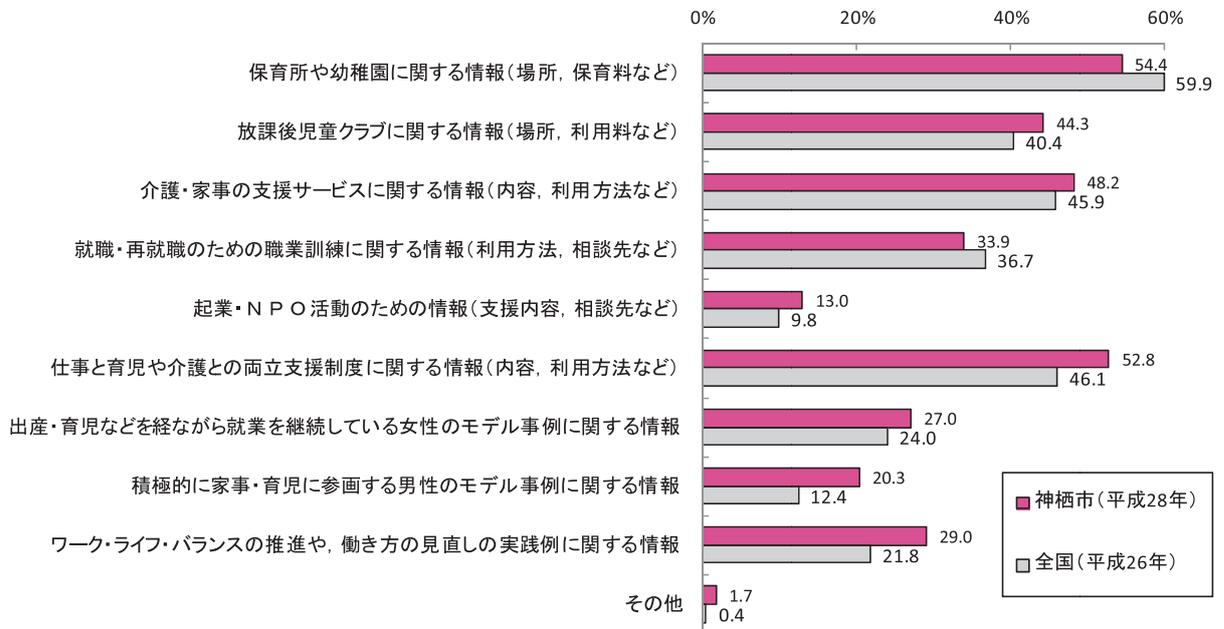
市では、国や県等と連携した取り組みのほか、研修会やワークショップを開催するなど、男女の活躍促進に努めていますが、性別にかかわらず、男女がともにあらゆる分野に参画できる社会になるよう、今後も積極的に取り組んでいくことが必要です。

市民アンケートで女性が活躍するために必要な情報について尋ねたところ、「保育等の情報」と並んで「仕事と育児や介護との両立支援制度に関する情報」が必要と答えた人の割合が高く、（男性、女性の）モデル事例に関する情報や、ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しに関する情報も全国の調査結果と比較しても高くなっています。また、50歳代の女性では「介護・家事の支援サービスに関する情報」を求める声も強く、今後さらに進展する高齢化に向けた介護ニーズへの対応が必要です。





### 女性が活躍するために必要な情報（市民アンケート，全国と比較）



---

## 重点課題1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる働き方の促進

市民アンケートによると、男女共同参画で重要なこととして、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改めるべきという回答の次に「男性が、家事・育児・介護に参加しやすいように、企業（職場）に働きかける」という回答の割合が高く、特に若い年代で多く見られます。コンビナートに多くの企業が立地する本市において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、これからの世代にとって重要な課題と言えます。

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のバランスについて尋ねると、「両立」または「生活優先」を望んでいる回答が多いものの、現実には「仕事優先」または「仕事に専念」となっている状況です。

現状が「仕事に専念」または「仕事優先」なのは、男性、20歳代、未婚、工業・建設業が特に多くなっており、コンビナートなどで働く若い男性が多い本市では、多くの人々が該当することが想定されます。企業や関係機関とも連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進していくことが必要です。

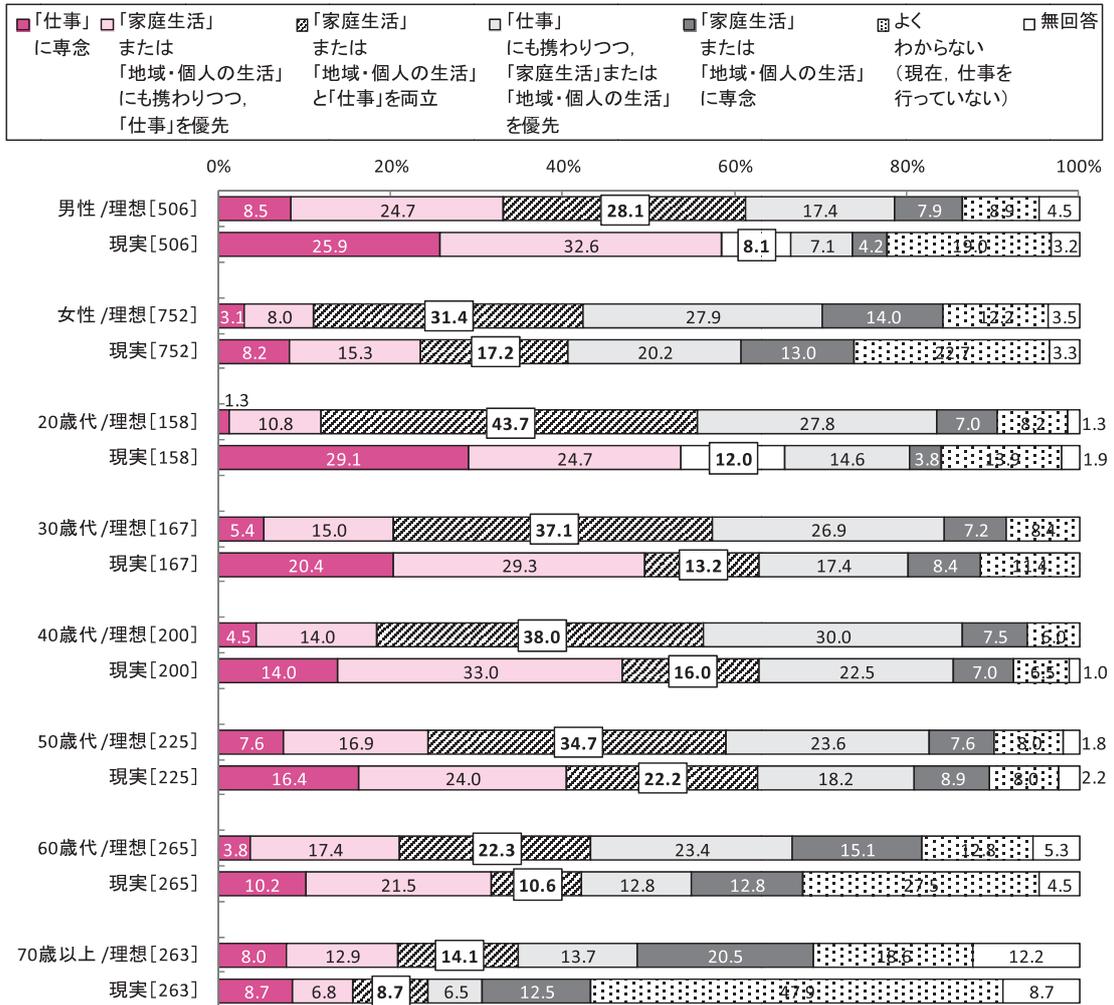
また、女性は、出産を機に離職することが多いなか、出産後も働き続けられることがワーク・ライフ・バランスを実現するうえで重視されています。

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことを尋ねた市民アンケート結果を全国と比較すると、保育環境以外に、両立支援制度の充実、短時間勤務や在宅勤務制度の導入、長時間労働の改善など働き方改革、育児や介護による不利益な取り扱いの禁止など、企業（職場）への改善努力を求める意向が強くなっています。

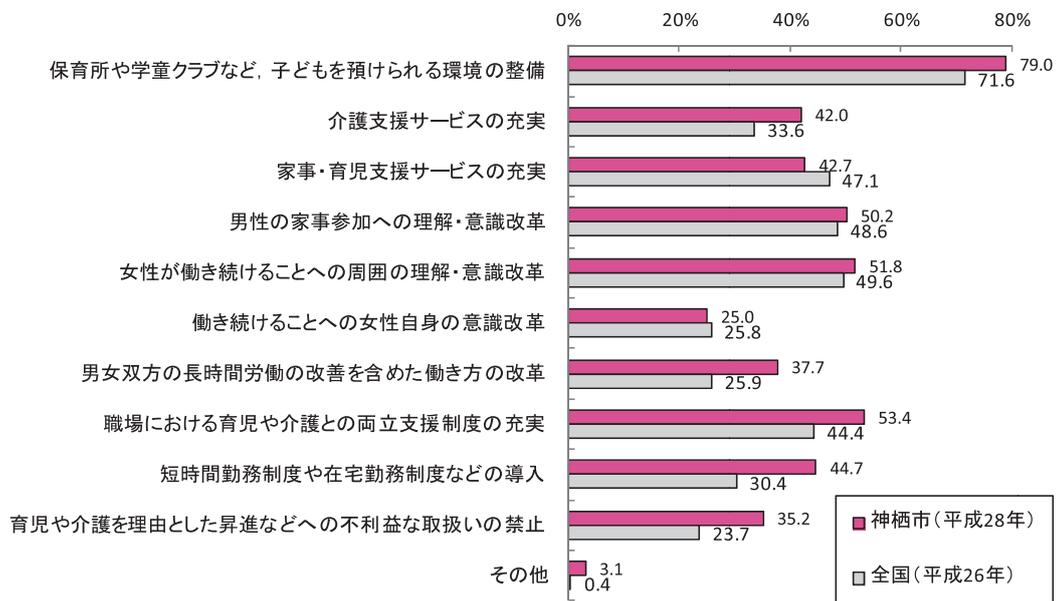
市では、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者（個人・企業・団体等）を表彰するなど、企業への働きかけを行っていますが、今後も、情報提供とともに、さまざまな働きかけを進めていくことが必要です。



「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のバランスについて（市民アンケート）



女性が出産後も離職せずに働き続けるために必要なこと（市民アンケート，全国と比較）





施策の目標(1) 均等な雇用機会と待遇の確保

施策① 職場での男女共同参画を促進する情報提供、意識啓発  
男女雇用機会均等法など労働関連法の周知徹底に努めるとともに、男女共同参画の視点から労働環境の改善を促進します。

施策② 女性のための労働相談窓口の設置  
就労に関する相談窓口を設置し、就労、労働に関する相談を受けます。

施策③ 農林漁業における男女共同参画の推進  
「農山漁村男女共同参画推進指針」に基づき、家族経営協定の締結促進をはじめ、農林業分野、水産業分野における男女共同参画を総合的に推進します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
34	(新)働きやすい事業所の紹介	商工観光課
35	男女共同参画推進事業者の表彰(再掲)	市民協働課
36	(新)ワーク・ライフ・バランスの推進	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
37	就労支援相談窓口の設置	商工観光課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
38	家族経営協定締結の普及促進	農林課
39	女性農業従事者の活動支援	農林課
40	女性漁業従事者の活動支援	水産・地域整備課

“ハートフルなまち・かみず”にしていくための楽しいアイデア「職場編」  
～ワークショップより～

企業の協力を得て、男女ともに働きやすい職場を増やしていこうという、職場の環境づくりに関するアイデアが提案されました。

<提案>

- ・子育て・介護ポイント制度をつくり、企業ランキングを発表する。
- ・笑い、笑顔がたえない話し易い職場づくり。
- ・会社(職場)にベビールームをつくり、安心して仕事ができるようにする。





施策の目標（２） 多様な働き方の選択，職場での育児や介護との両立支援の促進

施策① 労働時間の短縮や多様な働き方を促す情報提供

短時間勤務やフレックスタイム勤務，テレワーク（在宅勤務）など，労働時間の短縮や多様な働き方を促す情報を，事業者や労働者に提供します。

また，パートタイム労働法などパートタイム労働者に関する法律や制度などの情報を提供します。

施策② 職場での育児や介護との両立支援を促す情報提供

市役所庁舎内において，育児・介護休業制度の利用を促すとともに，企業に対しても情報提供を通して利用を促進します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
41	多様な就労形態の情報提供	商工観光課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
42	庁内における育児・介護休業制度の利用促進	市民協働課
43	(新)中小企業への制度の周知	商工観光課

---

## 重点課題2 家庭や地域における男女共同参画の促進

家事や育児、介護等については男性の参加が低調と言われるなか、男性の参加促進に必要なことを市民アンケートで尋ねたところ、「家庭で家事分担を話し合い協力する」という回答が男女ともに最も多くあげられています。また、女性からは、家事等に参加することに男性自身が抵抗感をなくすことや、労働時間短縮や休暇制度を普及させるという声も多くあげられています。男女で家事等を担い合う意識の醸成や、男性が家事等に関わる機会が広がるよう促進していくことが必要です。

また、核家族化とともに少子高齢化が更に進むなか、子育てや介護への支援を求める声は高まっており、支援ニーズも多様化しています。家庭や地域における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を促進するうえでも、子育てや介護を支援していくことが必要です。

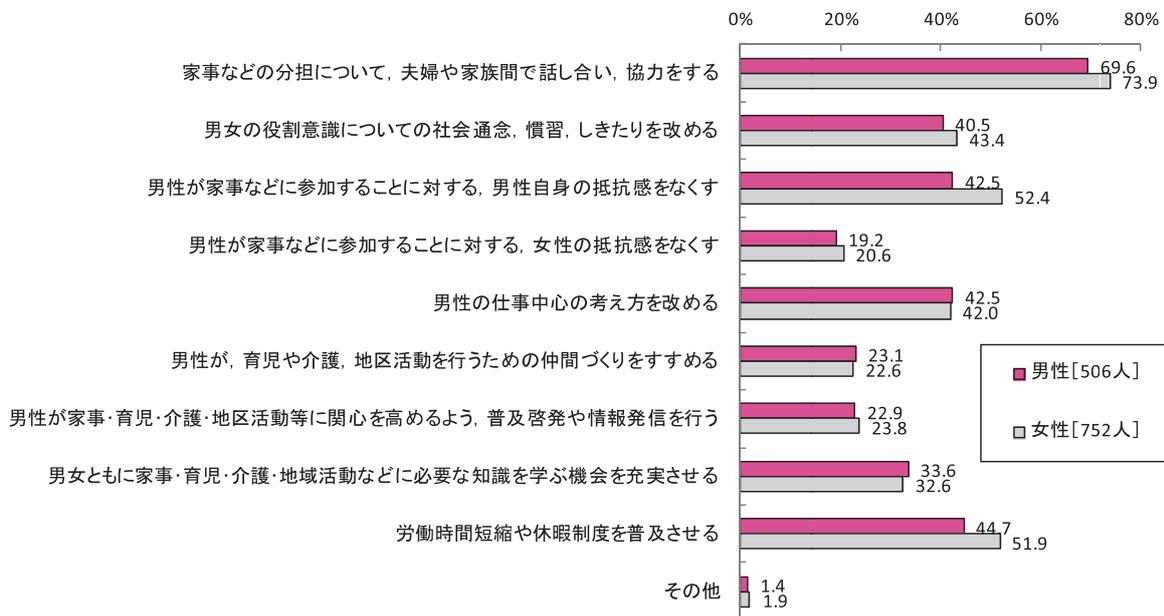
市内の各地域では、地区活動やさまざまな市民活動が行われていますが、地域によっては活動の担い手が不足している状況も見られます。

地区活動に参加できない理由については、「仕事が忙しいため」が平成23年と比べて増えています。性別では男性に多く、年齢別では40～50歳代が第1位にあげられています。一方で、女性や20～30歳代、定年退職年代の60歳代は「参加したいが、きっかけがつかめない」を第1位にあげており、性別やライフステージに応じた対策が必要です。





男性が女性とともに家事，育児，介護，地区活動に参加していくために必要なこと（市民アンケート）



地区活動に参加したいのに参加できない理由（市民アンケート）

（単位：％）

回答者	選択肢	体調がよくない，高齢のため	仕事が忙しい	家事や育児がある	介護や看病がある	家族の理解が得られない	参加したいが，きっかけがつかめない(情報，仲間など)	その他
全体[200人]		12.5	47.5	10.5	6.0	2.5	47.0	7.5
男性[91人]		15.4	54.9	1.1	4.4	2.2	45.1	8.8
女性[105人]		10.5	41.0	19.0	6.7	2.9	49.5	5.7
20歳代[35人]		5.7	57.1	8.6	0.0	0.0	65.7	8.6
30歳代[28人]		7.1	46.4	28.6	0.0	3.6	60.7	10.7
40歳代[31人]		6.5	61.3	12.9	0.0	3.2	38.7	6.5
50歳代[34人]		0.0	64.7	14.7	14.7	5.9	32.4	11.8
60歳代[39人]		12.8	38.5	2.6	12.8	0.0	51.3	5.1
70歳以上[32人]		43.8	15.6	0.0	6.3	3.1	34.4	3.1



施策の目標 (1) 保育や子育ての支援

施策① 多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実

保育園や幼稚園における各種保育サービスの提供や、ファミリーサポートセンターによる地域ぐるみの子育て支援など、多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実に努めます。

施策② 子どもが遊ぶ場所や機会の充実

放課後児童クラブや児童館におけるクラブ・教室など、学校以外で利用できる子どもの遊び場や遊ぶ機会を提供します。

施策③ 子育てに関する相談支援体制の整備、充実

子育てカウンセラーや子育てコンシェルジュによる子育てに関する相談対応をはじめ、乳幼児を対象とした健康指導などを通して、育児や教育への不安の解消と子どもに対する虐待の早期発見、早期防止に努めます。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
44	保育所（園）等での保育の実施	こども課
45	多様化するニーズに対応した保育の充実	こども課
46	幼稚園での預かり保育の実施	学務課
47	幼稚園での3歳児保育の実施	学務課
48	ファミリーサポートセンターの運営	こども課
49	子育てサポーター養成基礎研修の開催	こども課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
50	放課後児童クラブの運営	こども課
51	子育て広場など乳幼児の親子の交流促進	こども課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
52	母子保健訪問指導等の充実	健康増進課
53	子育て相談の実施	こども課
54	乳幼児の育児相談	健康増進課
55	民生委員・児童委員による相談支援体制の充実	社会福祉課
56	(新)子育てコンシェルジュ相談（利用者支援事業）	こども課





施策④ 子育てに関する情報発信，学習機会の提供，充実

子育て便利帳をはじめ，子育て支援を行うアプリやWeb等により，子育てに関する情報を提供します。また，子育てに関する学習機会の提供に努めます。

施策⑤ ひとり親家庭への支援

相談や交流，経済負担軽減などを通して，ひとり親家庭や両親のいない家庭に対する健全な子育てと自立生活を支援します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
57	子育て便利帳の発行	こども課
58	(新)子育てタウンアプリ，ママフレWebによる情報提供	こども課
59	ニューファミリーセミナーの開催	健康増進課
60	乳幼児をもつ保護者への育児講話等の開催	健康増進課
61	(新)男性の家事・育児参画や両立支援に関するセミナーの実施	こども課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
62	児童扶養手当の支給	こども課
63	母子父子自立支援事業の充実	こども課
64	ひとり親家庭の交流	こども課



“ハートフルなまち・かみす”にしていくための楽しいアイデア「家庭編」  
～ワークショップより～

日頃から感謝の気持ちを持ち合う＆言い合う，相手の立場を想像してみる（理解する），お互いを助け合うといった，市民一人一人の意識の持ち方や行動を高めるためのアイデアが提案されました。

<提案>

- ・市民が相互に助け合える「神栖 Give and take 制度」をつくる。
- ・毎月1回「ありがとう day」を広める。
- ・『今日は僕が家事するよ』という「Super house work 相互を思いやる日」をつくる。
- ・「とっても簡単！家事教室！～家事えもんになろう～」を開催し，お父さんも料理や家事ができるようにする。



施策の目標(2) 介護の支援

施策① 高齢者の介護の支援 | 家庭での介護を支援する取り組みを通して、介護者の負担を軽減します。

施策② 障がい者の介護の支援 | 障がい者の自立や日常生活を支援する取り組みを通して、介護者の負担を軽減します。

施策の目標(3) 地域社会活動への参加促進, 参加しやすい環境づくり

施策① 男女が参加しやすい講座や教室の開催 | 子育て中や仕事を持つ市民が参加しやすいように、託児付きの講座や土日および夜間講座を開催します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
65	家族介護教室の開催	地域包括支援課
66	(新)地域支援サポーターの養成	地域包括支援課
67	地域包括支援センターの運営	地域包括支援課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
68	障がい者の社会参加支援	障がい福祉課
69	福祉作業所(きぼうの家)の運営	障がい福祉課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
70	託児付事業の推進	市民協働課
71	託児付講座, 土日及び夜間講座等の開催	中央公民館
72	(新)男性が参加しやすい生涯学習講座の開催	中央公民館





施策② さまざまな地域社会活動への参加促進，活動支援

市民活動団体やボランティア団体など地域社会活動に関する情報提供を行いつつ，神栖市で行われているさまざまな地域社会活動に男女ともに参加しやすいよう配慮しながら，男女双方の参加を促進します。

施策③ シニア世代の社会参加活動の促進

シルバー人材センターの活動支援や，シニア世代の経験やノウハウを活かした人材登用などを通して，高齢者の社会参加を促します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
73	地区活動への参加促進	市民協働課
74	市民活動の情報提供	市民協働課
75	ボランティア活動の参加促進	社会福祉課
76	女性団体の自主活動の促進（交通安全，防犯，環境美化など）	防災安全課 社会福祉課 環境課
77	学校評議員会議の開催	教育指導課
78	民生委員・児童委員による相談支援体制の充実（再掲）	社会福祉課
79	青少年相談員の活動支援	文化スポーツ課
80	神栖市国際交流協会への支援	政策企画課
81	自主防犯活動の支援	防災安全課
82	（新）生涯学習人材バンクの充実	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
83	シルバー人材センターの活動支援	長寿介護課
84	（新）地域支援サポーターの活動支援	地域包括支援課

“ハートフルなまち・かみす”にしていくための楽しいアイデア「地域編」  
～ワークショップより～

男女問わず，また，年齢を問わず，さまざまな市民が参加できるイベントを開催しようという，企画・イベント関連のアイデアが提案されました。

<提案>

- ・みんなの笑顔でつくる，年齢を越え，学校，企業，地域も巻き込んだ交流フェスティバル・大文化祭を開催する。
- ・「神栖の日」をつくる。（国民の休日，県民の日があるなら市民の日があってもいいじゃない！）
- ・「男女共同・学校対抗ゴミ拾いラリー」を開催する。
- ・子どもから高齢者まで，誰もが楽しめる企画を行う。

---

### 重点課題3 活躍するための意識・能力向上とチャレンジの支援

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢ごとにみると、就職後、結婚や出産を機に仕事を辞め、育児が落ち着いたら再び働き始める女性が多い日本では、結婚や出産が多い年代に労働力率が下がり、その後再び上がるため、「M字カーブ」を描いています。

近年は、結婚や子育てをしながら仕事を継続する女性も増えており、M字カーブも浅くなってきていますが、子育てや介護等を理由に、就業を希望しながらも就職をあきらめる女性は少なくありません。

性別に関わりなく、働きたい人が働き続けられることは、就業の場における男女共同参画を進めるうえで重要な視点であり、育児や介護を理由に仕事を辞めざるを得ない女性が多いなか、再就職も含め就業への支援を行っていくことが必要です。

国では、現状では少ない女性のリーダーを増やしていくことを課題として捉え、取り組んでいます。市民アンケートで女性がリーダーとして活躍する際にさまたげとなるものを尋ねると、家族の支援や公的サービスの不十分さが最多で、特に女性が多く回答しています。

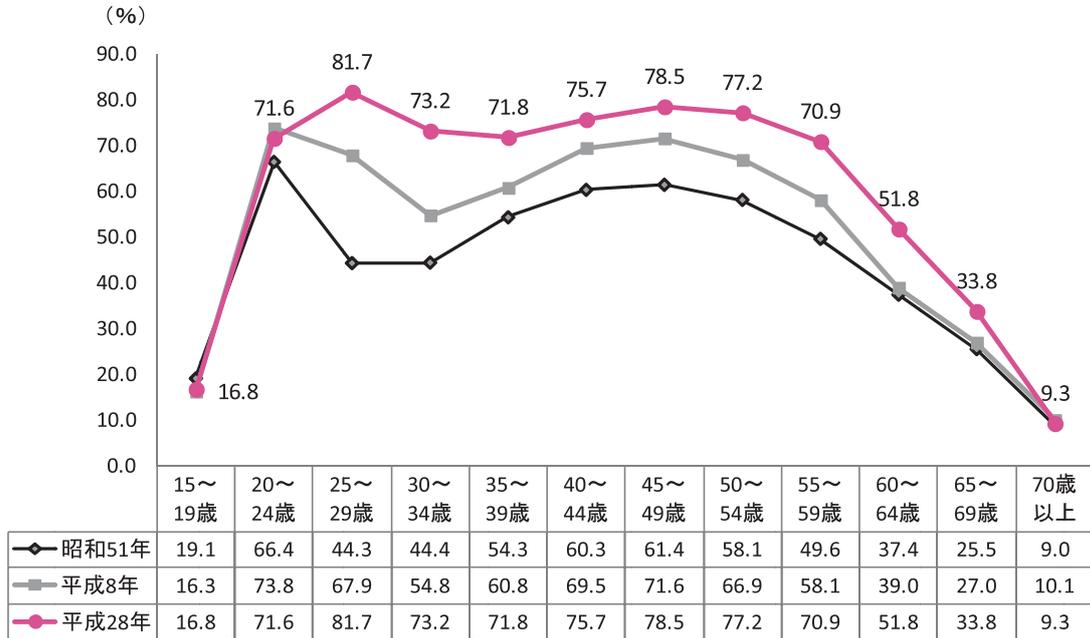
性別で比較すると、男性は、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないことや女性自身がリーダーになることを希望しないことなどを多くあげる一方、女性は、男性や顧客が女性リーダーを希望しないことや長時間労働の改善が十分ではないことなどを多くあげており、男女での意識の差が見られます。

性別による意識や考え方の違いなどを踏まえながら、女性の意識や能力が高まるよう支援していくことが必要です。





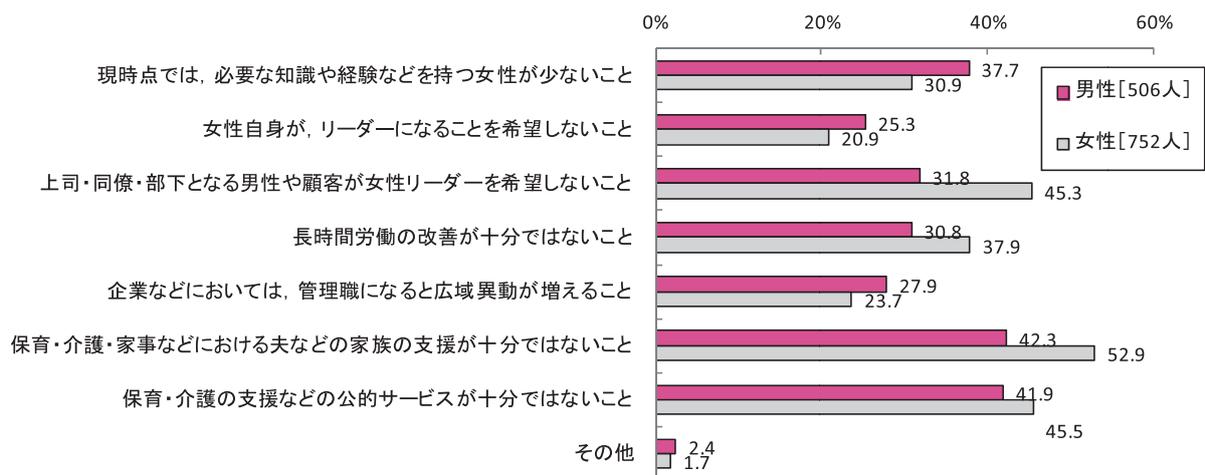
女性の年齢階級別労働力人口率の推移（全国）



※総務省「労働力調査」より

※労働力人口比率は「労働力人口（就業者+完全失業者）/15歳以上人口×100」

女性がリーダーとして活躍する際にさまたげとなるもの（市民アンケート）





施策の目標（1） キャリア形成，職業能力向上の支援

施策① 就業に必要な技術習得や能力向上の支援

技能取得や能力向上などにつながる研修の情報など，技能習得や能力向上をめざす人たちを支援する取り組みを行います。

また，ひとり親家庭に対する安定した就業への支援に努めます。

施策の目標（2） 再就職や起業の支援

施策① 再就職や起業を促す情報提供や起業の支援

出産後再び働こうという人などに，再就職を支援する事業や無料で利用できる職業紹介事業に関する情報などを提供します。

また，起業などにチャレンジする意欲喚起につながる情報提供に努めるほか，起業を希望する人に，起業支援につながる情報や支援事業などに関する情報を提供します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
85	(新)技能向上研修等の情報提供	市民協働課
86	(新)神栖市高等職業訓練促進給付金等の利用促進	こども課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
87	求人情報の紹介	商工観光課
88	子育てママ再就職の支援	商工観光課
89	(新)保育士等人材バンクの実施	こども課
90	創業者支援融資制度の活用促進	商工観光課
91	(新)商店街の空店舗を活用した起業の支援	商工観光課
92	(新)魅力ある産地づくりの支援	農林課

## 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して生活できる環境づくり

男女間の暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。しかしながら、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）<sup>※1</sup>」が制定された後も被害件数、相談件数ともに増加の傾向にあり、ストーカー行為とともに深刻な社会問題となっています。このようななか、国ではストーカー規制法を制定したほか、DV 防止法については対象範囲が拡大されるなど対策が強化されています。

近年はインターネットの普及により SNS<sup>※2</sup> 等を利用した暴力が増えたり、若年層の男女間における暴力が問題になるなど暴力の形態は多様化しており、これらに対し迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

男女共同参画社会は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見にとらわれない社会をめざすことですが、その前提として、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重することが重要です。

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患などにより、男性と異なる健康上の問題に直面することもあることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）を尊重することが重要です。また、男性は肥満や喫煙・飲酒の割合が高いほか、長時間労働によって健康を損ねるなどの状況が少なくありません。

このようなことをふまえて、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援していくことが必要です。

近年、自然災害による被害が全国各地で発生するなか、安心して生活していくために必要な取り組みとして、防災対策が重視されています。

平成 23 年に発生した東日本大震災では、多くの方が長期間避難生活を送ることになり、避難所の環境整備や運営、支給品などで男女のニーズの違いに配慮されないなどの課題が生じました。

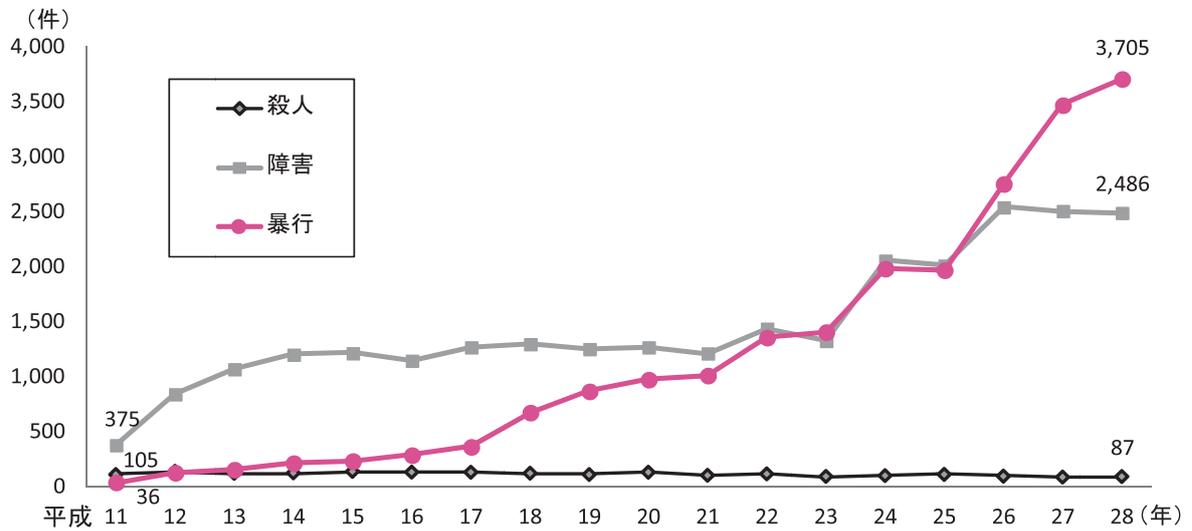
このような状況をふまえ、国では防災や復興に関する取り組みを進めるうえで、男女共同参画の視点の導入、とりわけ、女性の参画拡大を進めることが重視されるようになりました。本市においても防災分野における男女共同参画を進め、災害に備えておくことが必要です。

※1：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」は、平成 25 年の改正で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

※2：SNS とは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で多くの人とつながりを持ったり交流できるサービスのことです。



夫から妻への犯罪の検挙件数の推移（全国）



※警察庁調べ（解決事件を除く）



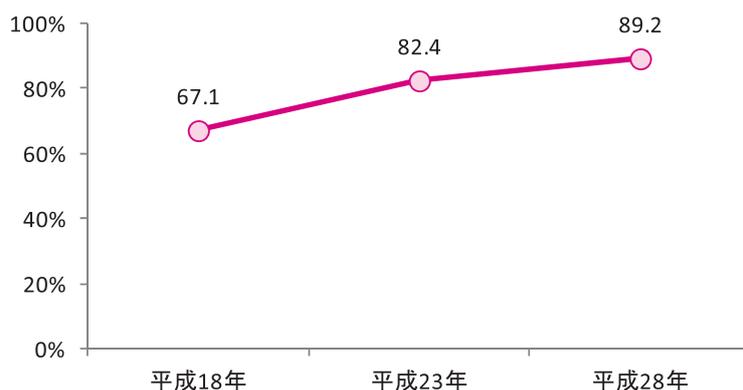
## 重点課題1 男女間の暴力の根絶

近年は、報道等を通じてDVの認知度が高まっていることもあり、市民アンケートでも「そのような暴力が、テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」という回答は、平成18年、平成23年に比べて徐々に高まっています。

暴力を受けた際の相談についても、平成23年では半数以下にとどまっていた「相談した（相談すると思う）」が、平成28年には6割近くに増加し、特に若い年代の回答率が高くなっています。また、相談先については、平成23年と比べると「友人、知人」は減る一方、「市役所の相談窓口、電話相談」や「警察」が高くなっており、より公的な場を相談先として選ぶ（選ぶようとしている）人が増えていることがうかがえます。

このような暴力に不安を抱えた人たちが安心して相談できるよう、相談をしやすい体制づくりや、相談を受けた際の対応力の向上に、より一層努めていくことが必要です。

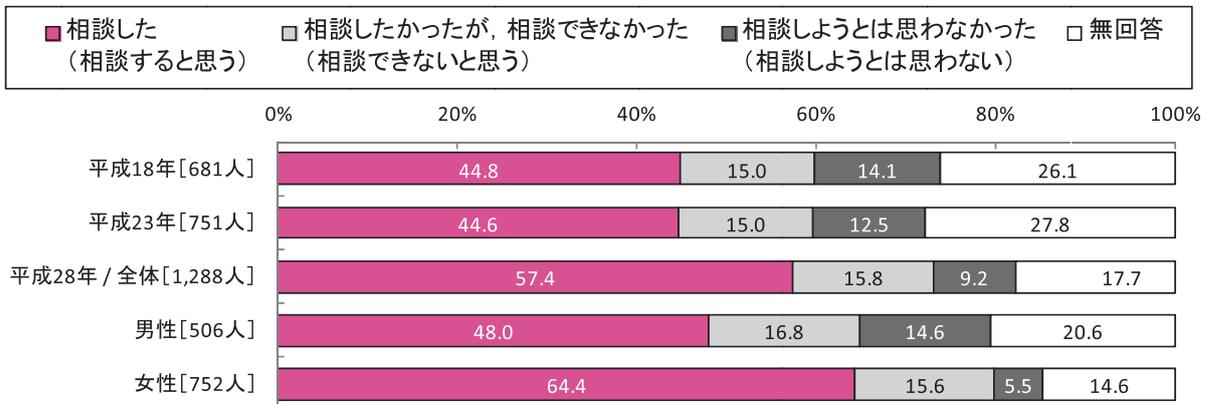
DVの認知度（市民アンケート）



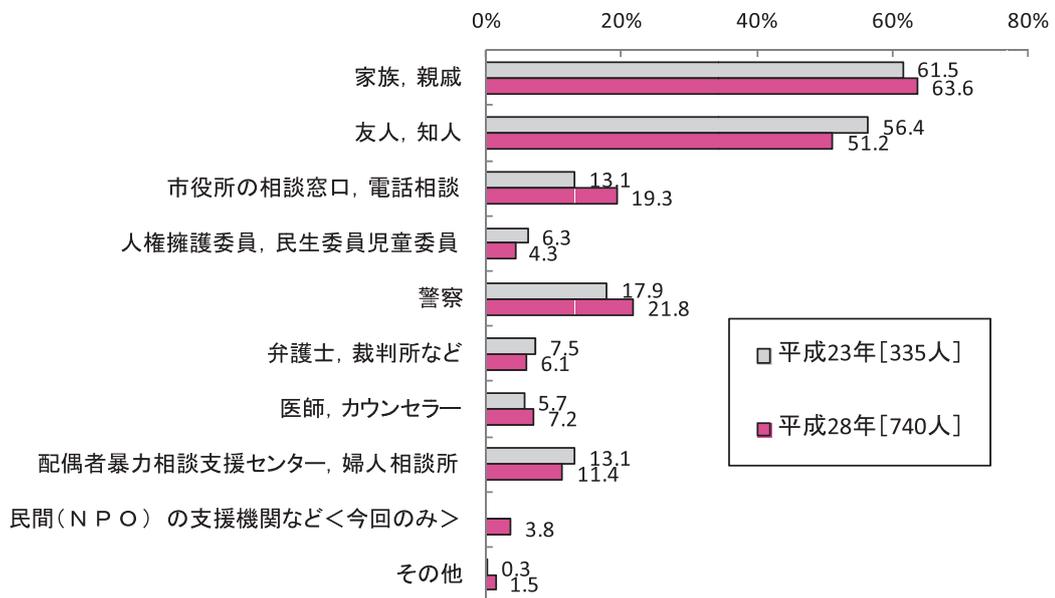
※「そのような暴力が、テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」を回答した割合の推移です。



### 暴力を受けたときの相談について（市民アンケート）



### 暴力を受けた際の相談先（市民アンケート）





施策の目標（1） 暴力を根絶するための意識啓発

施策① 暴力や性の商品化の防止に向けた意識啓発  
DVなど男女間の暴力や性の商品化の防止に向けた意識啓発を行います。

施策② セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進  
職場や教育分野などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みを推進します。

施策の目標（2） 暴力の被害をなくすための体制の整備，充実

施策① 被害者のための相談体制の充実  
DV被害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。  
また、市以外で相談や一時避難ができる場などに関して情報提供を行うなど、被害者への多様な相談支援に努めます。

施策② 被害者等の情報保護  
DV被害者が安心して避難できるよう、加害者に対して、被害者等の住民情報に関する閲覧を制限します。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
93	DV等の根絶・売春等性の商品化防止についての情報提供	市民協働課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
94	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	職員課
95	教職員に対する意識啓発	教育指導課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
96	女性総合相談窓口の充実	市民協働課
97	DV被害者の包括的支援	社会福祉課
98	民生委員・児童委員による相談支援体制の充実（再掲）	社会福祉課
99	（新）福祉総合相談ケアシステム	社会福祉課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
100	（新）住民基本台帳事務における支援措置	市民課

---

## 重点課題2 男女の健康の保持・増進の支援

市では子育て支援の一環として、妊娠期間中の妊婦と胎児が安全で快適な生活を送れるよう、妊産婦や乳児の一貫した健康管理に努めています。

核家族やひとり親世帯が多いこともふまえ、各種検診や指導などを通じ健康管理を支援していくことが必要です。

また、女性は乳がん検診や子宮がん検診、男性は前立腺がん健診など各種がん検診を通して、それぞれ特有のがん予防に努めています。今後も受診率の向上により、男女の健康の保持・増進に努めていくことが必要です。

なお、国では、男性の健康支援として、30歳代、40歳代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況であることを背景に、男性の生涯を通じた健康保持を進めており、本市においても、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みの一環として、男女にかかわらず健康支援を進めていくことが必要です。







施策の目標（1） 性差に応じた健康支援

施策① リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての普及、意識啓発  
児童生徒に対する性教育，思春期講座などを通して，性に関する健康を享受する権利（自分たちの子どもの数，出産間隔，出産する時期を決定でき，そのための情報と手段を得ることができるという権利）について，その考え方を普及させます。

施策② ライフサイクルを通じた男女の健康支援の充実  
健診などにより，ライフサイクルを通して男女で異なる健康上の問題に対して支援します。

施策の目標（2） 妊娠，出産等に関する健康支援

施策① 妊産婦を対象とした健康教育の充実  
妊産婦を対象に健康管理に関する教育を行います。

施策② 妊産婦を対象とした健康支援  
妊産婦を対象とした健康診査や訪問指導を行うとともに，医療費を助成します。



【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
101	思春期講座の開催	健康増進課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
102	各種がん検診の実施による早期発見，早期治療の促進	健康増進課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
103	マタニティセミナーの開催	健康増進課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
104	妊産婦を対象とした一般健康診査・指導	健康増進課
105	妊産婦への医療費助成	国保年金課

---

### 重点課題3 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制づくり

国は、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施することを定めています。

本市においても、災害時における対応では、子育て家庭、障がい者、高齢者等への配慮とともに、男女で異なる支援ニーズに配慮していくことが必要です。

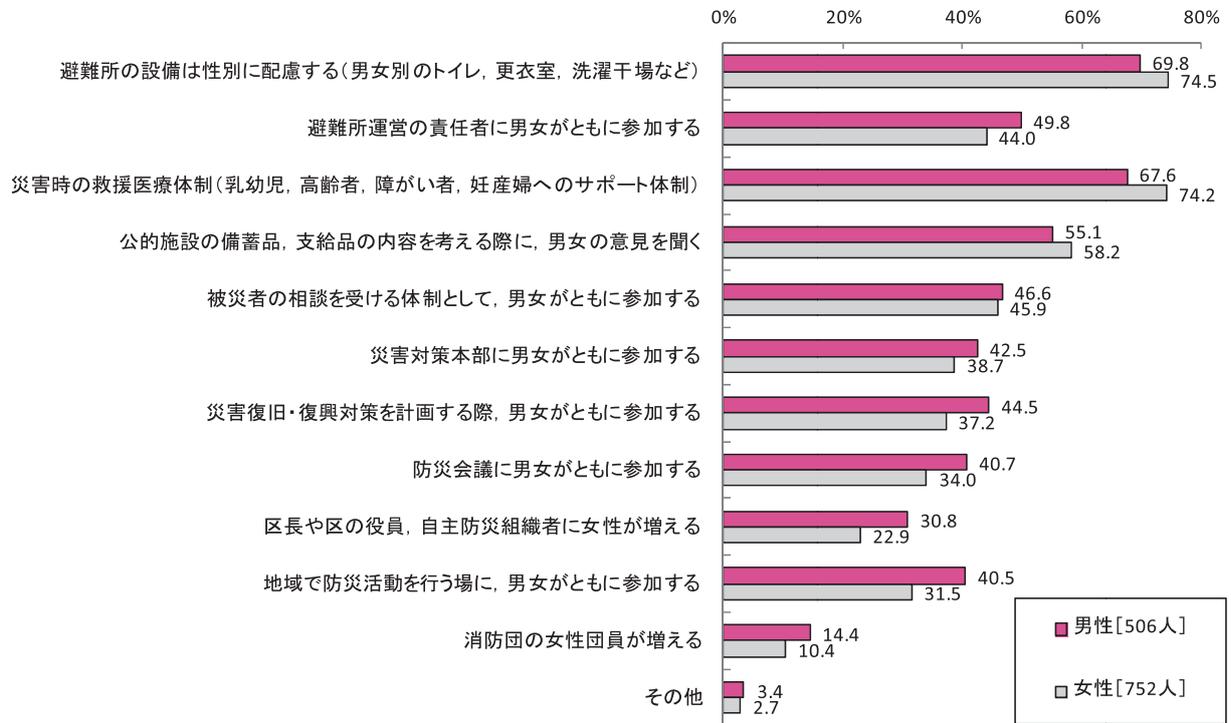
市民アンケートでは、災害復興時あるいは日頃の防災の取り組みなどで必要なことについて、男女ともに、性別に配慮した避難所の設備や、乳幼児や高齢者、障がい者、妊産婦に配慮した救急医療体制の必要性を訴えています。特に女性の回答率が高くなっています。

日頃からの防災活動に加え、災害時には救護や避難の場において、男女の支援ニーズに沿った対応が行えるよう、体制を整えておくことが必要です。





### 災害復興時あるいは日頃の防災の取り組みなどで必要なこと（市民アンケート）





基本目標Ⅲ 男女がともに安心して生活できる環境づくり > 重点課題3 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制づくり

施策の目標（1） 男女共同参画による防災活動の促進

- 施策① 防災活動に対する男女双方の参画促進
  - 地域での防火・防災に関する活動において、男女双方の参画を促進します。

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して生活できる環境づくり > 重点課題3 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制づくり

施策の目標（2） 男女双方の視点からの復興体制の確立

- 施策① 災害時における復旧・復興の場への女性の参画の推進
  - 女性消防団員など災害時に救護や後方支援活動が行える女性の活動を支援します。
  - また、災害救護や避難所の設置・運営などに、男女双方の意見や多様なニーズを反映させます。

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
106	地域防災活動への女性の参画	防災安全課

【取り組み】

No.	取り組みの内容	関係課など
107	女性消防団員の募集及び活動支援	防災安全課
108	(新)女性や乳幼児が必要な備蓄の充実	防災安全課
109	(新)妊産婦、出産直後の母親、乳幼児などに対応可能な避難所運営マニュアルの整備	社会福祉課



## 附属資料

---

- 神栖市男女共同参画推進条例
- 神栖市男女共同参画審議会規則
- 神栖市男女共同参画審議会委員名簿
- 神栖市男女共同参画に関する市民意識調査の結果（概要）
- 男女共同参画に関する国内外の動き

# 神栖市男女共同参画推進条例

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 市が行う基本的施策（第10条—第20条）

第3章 神栖市男女共同参画審議会（第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた取組がさまざまな形で行われてきているが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の慣行があらゆる分野に根強く存在し、今なお真の男女平等社会の実現には多くの課題が残されている。

わたしたちの神栖市は、豊かな自然に恵まれ、古くから農業と漁業のまちとして栄え、住民が力を合わせ、これを支えながら鹿島開発という時代の変遷を経て、国内有数の工業都市へと発展を遂げてきた。

これまで、男女共同参画社会の形成に向けての取組を進めてきているところではあるが、さまざまな形態の暴力による人権侵害や社会的性別の視点に対する正確な理解の推進等、課題の解決に向けなお一層の努力が必要となっている。

ここに神栖市は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、市が互いの違いを認め合い、個性と能力を発揮し、ともに責任を担い、協働して豊かで活力のある社会を実現するため、「女男にやさしくできるまち・かみす」の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 男女平等の参画に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女の格差が生じていると認められている部分について積極的に機会を提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的暴力、精神的暴力（中傷、脅迫等をいう。）、経済的暴力（生活費を渡さないこと等をいう。）又は性的な暴力行為及び当該暴力的行為に付随して生じる子への暴力的な行為をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動（不必要な身体への接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布等をいう。）又は性別の違いによる社会的な慣行に基づく言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害し、又は当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは在学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において、公的・私的機関又は営利・非営利を問わず、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、男女共同参画社会の実現を目指し、次に掲げる事項を基本理念として、「女男にやさしくできるまち・かみす」を推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることに配慮されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担による社会の制度又は慣行が男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又

は慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されなければならない。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市又はその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活において家族の一員としてその役割を担い、かつ、地域、職場、学校その他の社会における活動が円滑に行われなければならない。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

**(目指すべき目標)**

第4条 市民、事業者及び市は、次に掲げる事項を「女男にやさしくできるまち・かみす」の目指すべき目標とし、この達成に努めるものとする。

**(1) 家庭において目指すべき目標**

- ア 家族のだれもが、「男性らしさ」又は「女性らしさ」という固定観念にとらわれることなく、互いの個性及び違いを認め合い、良好なパートナーシップを築くこと。
- イ 性別による固定的な役割分担がなくなり、家事、介護、育児等に家族がみんなでかかわり、喜び及び責任を分かち合い、家族のつながりが深まること。
- ウ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、これをみんなで認め合う家庭生活が営まれること。

**(2) 地域において目指すべき目標**

- ア 男女が協働して地域活動又はまちづくりに参画することにより、連帯感又は満足感が得られるとともに、豊かで住みよい地域づくりに貢献できること。
- イ 家族の理解及び協力の下に、男女が共にボランティア、NPO（民間非営利組織をいう。）活動等に積極的に参加し、その中から多くのリーダーが育まれること。
- ウ 男女共同参画の推進を妨げる慣習又はしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別なく諸活動に参加し、それぞれの意思又は行動の決定が互いの理解により尊重され、心豊かな地域社会がつけられること。

**(3) 職場において目指すべき目標**

- ア 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等を十分に発揮できるとともに、適切に評価され、生き生きとした職場になること。
- イ 育児又は介護のための時間又は休業を男女がともに積極的に取得し、仕事及び家庭生活、仕事及び地域社会活動等がゆとりをもって両立できるようになること。
- ウ 管理職の男女比が均衡し、行政における政策決定及び農業、商工業等のあらゆる産業分野における方針決定に男女の共同参画が進んでいくこと。
- エ 営利・非営利を問わず、積極的な起業が男女によって行われ、豊かで活力あるまちづくりが着実に進むこと。
- オ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける環境が保証される職場であること。

**(4) 学校において目指すべき目標**

- ア 誰もが個性又は能力を最大限に発揮できるよう、互いを信頼し、かつ、尊重する教育が進むこと。
- イ 人権教育及び道徳教育を大切にし、思いやりの心が育つこと。
- ウ 進学又は就職においては、男女の役割を固定的にとらえることなく、能力又は適性を考慮した指導がなされるとともに、個人の意思で自由な選択が可能となるよう配慮されること。

**(5) 人権擁護において目指すべき目標**

- ア 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が生涯にわたり尊重されること。
- イ ドメスティック・バイオレンスを含むさまざまな形態の暴力を防止し、被害者を安全に保護すること。
- ウ 誰もが社会的性別の存在に気づく視点を持ち、性別を理由とする差別を受けないこと。

**(市民の責務)**

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）に積極的に協力するよう努めなければならない。

**(事業者の責務)**

第6条 事業者は、その事業又は活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が平等に能力を発揮できるよう必要な措置（積極的改善措置を含む。）を行うとともに、個人としての能力を

適正に評価するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が、職業生活における活動、家庭生活における活動、地域生活における活動等を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### (市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を市の主要施策と位置づけ、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の推進に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する総合的な施策を実施するにあたり、国、県及び他の自治体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めるものとする。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的にも性別を理由とする権利侵害又は差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、社会のあらゆる分野において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為又は虐待を行ってはならない。

#### (情報表示の留意)

第9条 何人も、公衆に表示するすべての情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又はあらゆる暴力及び性の商品化を助長し、若しくは連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

## 第2章 市が行う基本的施策

### (男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
- (2) 男女共同参画の推進に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第21条に規定する神栖市男女共同参画審議会（以下第12条第2項及び第17条第2項において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

- 5 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、これを公表するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する施策の実施状況を審議会に報告するものとする。

- 3 市長は、毎年、第1項に規定する施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

#### (調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

#### (教育及び学習の充実)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

#### (広報啓発活動)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民及び事業者が関心及び理解を深めるために必

要な広報啓発活動を行うものとする。

**（附属機関等における積極的改善措置）**

第16条 市は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

**（報告及び表彰）**

第17条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる事業者に対し、審議会の意見を聴いて、これを表彰することができるものとする。

**（苦情及び相談への対応）**

第18条 市長は、市民又は事業者から、市が行う男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策に関し苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

**（市民等に対する支援）**

第19条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、連携し、及び協働するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（推進体制の整備等）**

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及び市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点となる施設を整備するよう努めるものとする。

### 第3章 神栖市男女共同参画審議会

**（男女共同参画審議会の設置等）**

第21条 男女共同参画の推進に資するため、神栖市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べる。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

### 第4章 雑則

**（委任）**

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 付則

**（施行期日）**

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

**（経過措置）**

2 平成16年に策定した神栖町男女共同参画計画かみすハートフルプランは、第10条第1項の規定により策定した男女共同参画計画とみなす。

## 神栖市男女共同参画審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、神栖市男女共同参画推進条例（平成18年神栖市条例第41号。以下「条例」という。）第21条第8項の規定に基づき、神栖市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の委嘱)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）のうち条例第21条第4項後段の規定により公募した市民の中から委嘱する委員（以下「公募委員」という。）以外の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の公募方法、委員の選考基準その他委員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議会への協力)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、審議会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働課において行う。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(神栖市行政組織規則の一部改正)

2 神栖市行政組織規則（平成17年神栖町規則第21号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

神栖市男女共同参画審議会委員名簿

(平成 28 年 8 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日)

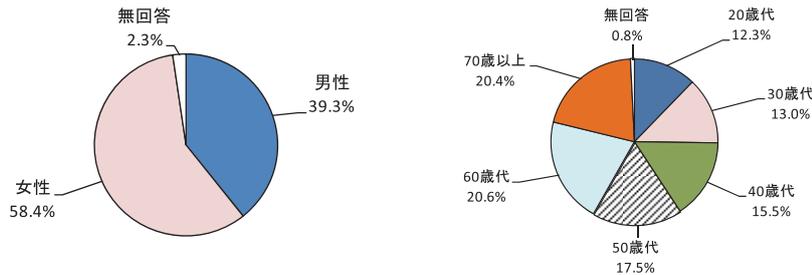
氏 名	所 属 等		備 考
志 水 英 子 し みず えい こ	学識経験者	茨城県男女共同参画推進員	
中 村 宏 なか むら ひろし	企業関係者	鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会 東部地区	
飯 田 照 雄 い い だ てる お 雄		鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会 西部地区	
名 雪 賢 一 な ゆき けん いち	福祉関係者	人権擁護委員	副会長
宮 川 輝 雄 みや かわ てる お 雄		民生委員児童委員協議会	
須之内 夏 輝 す の うち なつ き 輝	商業関係者	商工会	
幸 保 操 こう ぼ みきお	漁業関係者	はさき漁業協同組合	
五十嵐 武 雄 い が ら し たけ お 雄	教育関係者	子ども会育成連合会	
野 村 みさ子 の むら みさこ	その他団体	女性団体連絡会	
原 範 子 はら のり こ	公募		会 長
南 成 子 みなみ しげ こ			
小松原 良 子 こまつばら りょう こ			
吉 岡 香 織 よし おか か おり 織			

※平成 29 年 11 月 28 日現在

## 神栖市男女共同参画に関する市民意識調査（市民アンケート）の結果（概要）

実施時期	平成 28 年 8 月
対象・配布数	神栖市に住む満 20 歳以上の方から 3,000 人の方々を無作為抽出
調査方法	郵送にて配布，回収（回答は無記名）
回収数	1,288 通（回収率 42.9%）

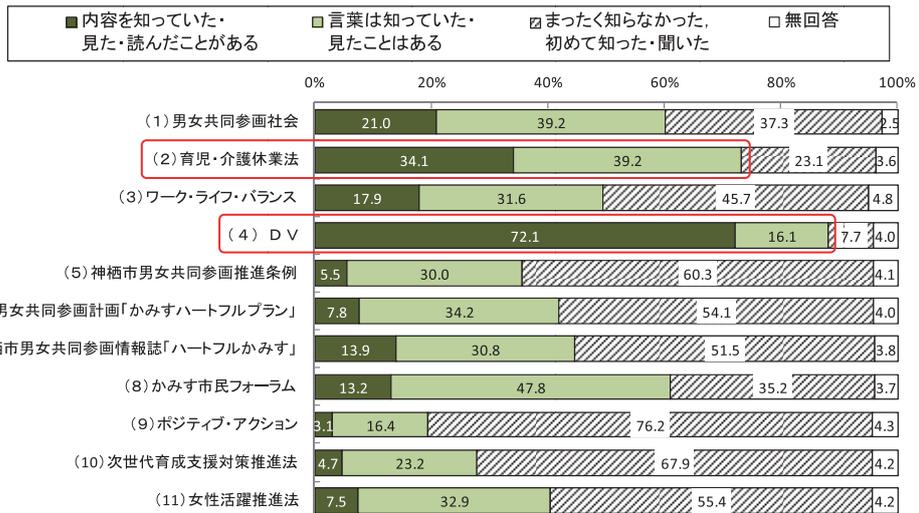
### 回答者の性別，年齢



### 問 1 次の(1)～(11)について，知っていましたか。

【問1】男女共同参画に関する認知度 [1,288]

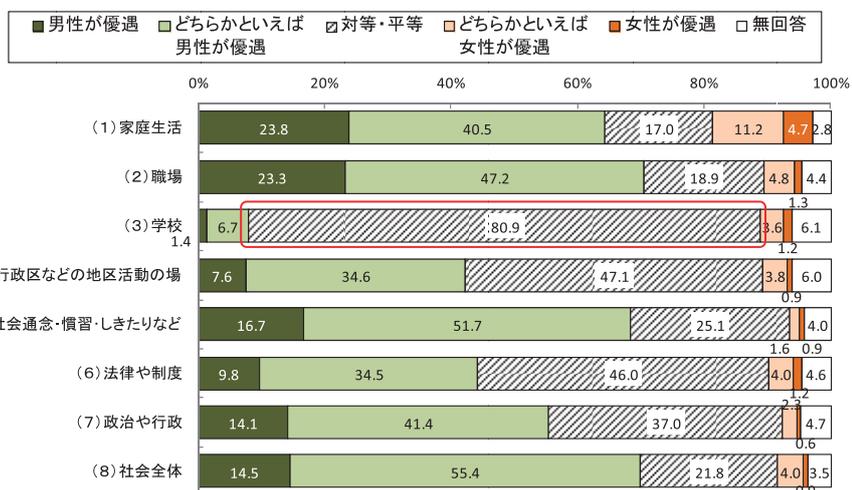
一番知られているのは「DV」，次が「育児・介護休業法」です。



### 問 2 (1)～(8)について，男女が対等になっていると思いますか。

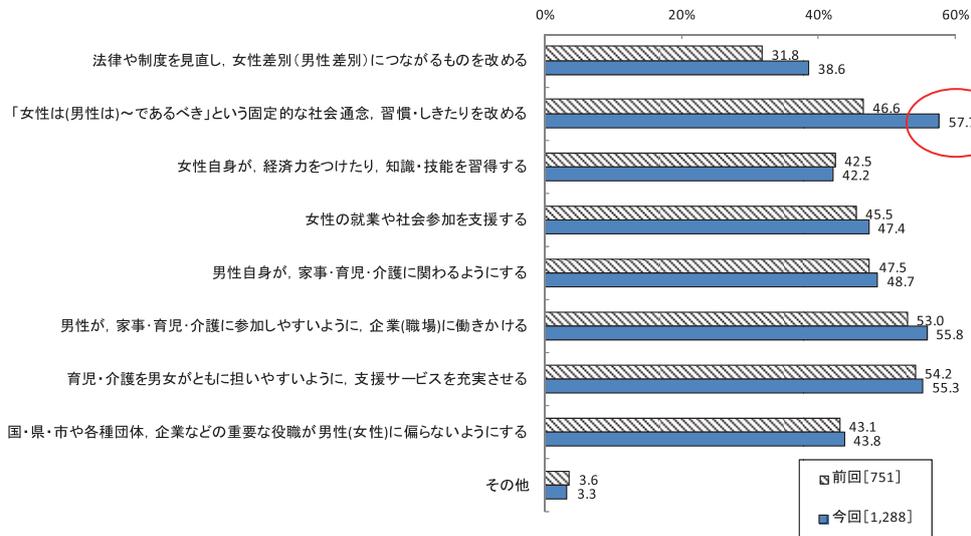
学校では「対等・平等」って思っている人は多いですが，その他では“男性優位”と思っている割合も高いです。

【問2】男女の地位の平等について [1,288]



問3 男女が、あらゆる分野に参画しやすい社会にするには何が重要だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)

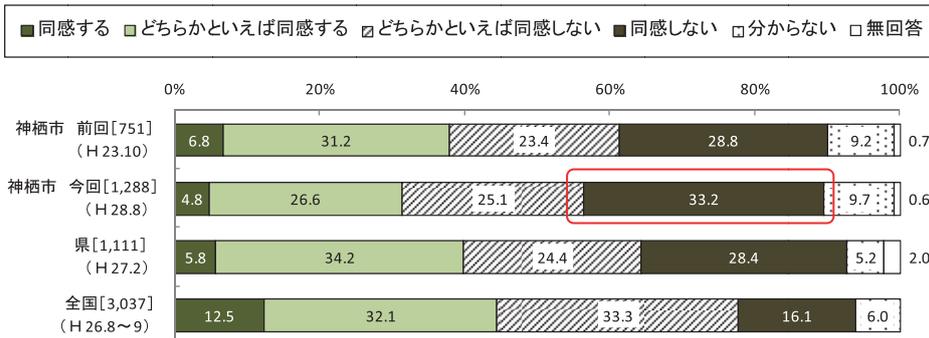
【問3】男女が参画しやすい社会にするために重要なこと(前回との比較)



前回(5年前)は、支援サービスが1位ですが、今回は、社会通念・習慣・しきたりを改めるが1位です。

問4 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

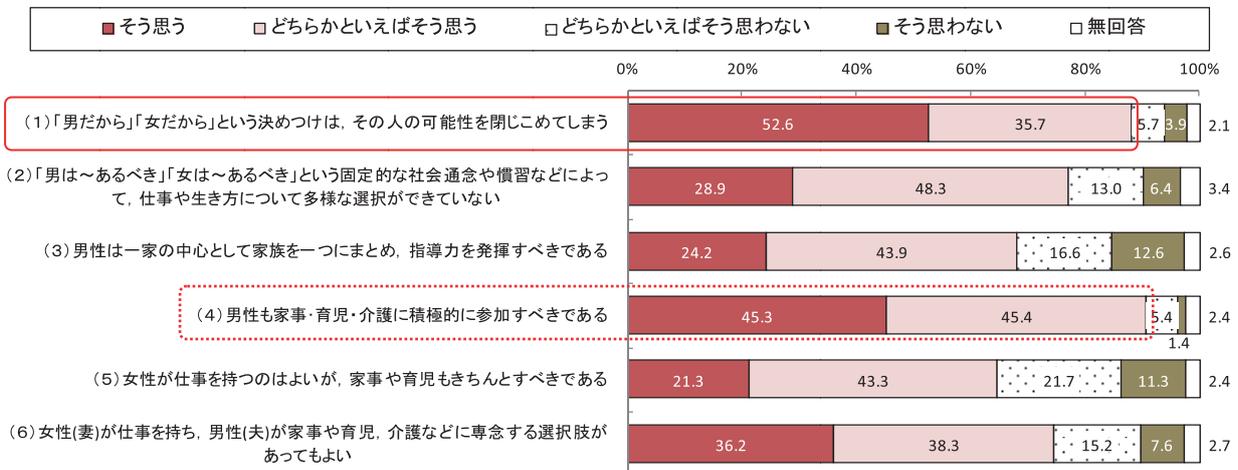
【問4】「男は仕事、女は家庭」という考え方について(前回、県、全国との比較)



神栖市は、国や県よりも「同感しない」割合が高いです。

問5 次の(1)~(6)の考え方について、どう考えますか。

【問5】男女の生き方や家庭生活などに関する考え方 [1,288]

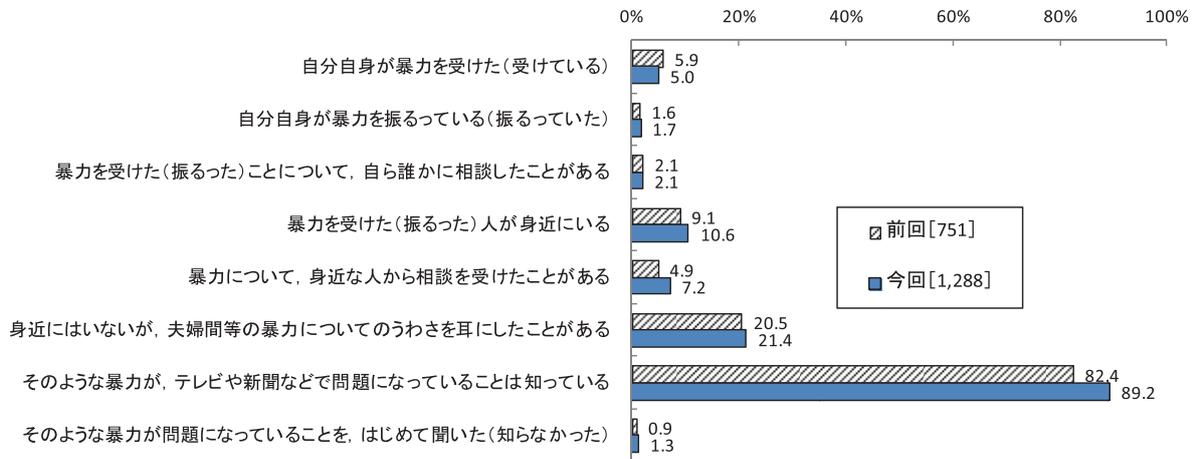


「そう思う」だけみると、1番割合が高いのは(1)ですが、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は、(4)の方が高いです。

附属資料

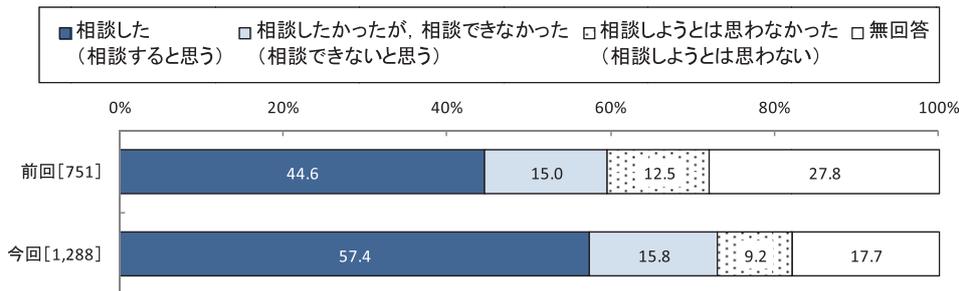
問6 最近、「DV（配偶者や恋人等からの暴力）」が問題になっています。これらの暴力について、ご存じでしたか。（あてはまるものすべて選択）

【問6】「DV」の認知、経験について（あてはまるものすべて選択/前回との比較）



問7 暴力を受けたとき、誰かに相談しましたか。受けたことがない人は、受けたとき、どうだと思いますか。

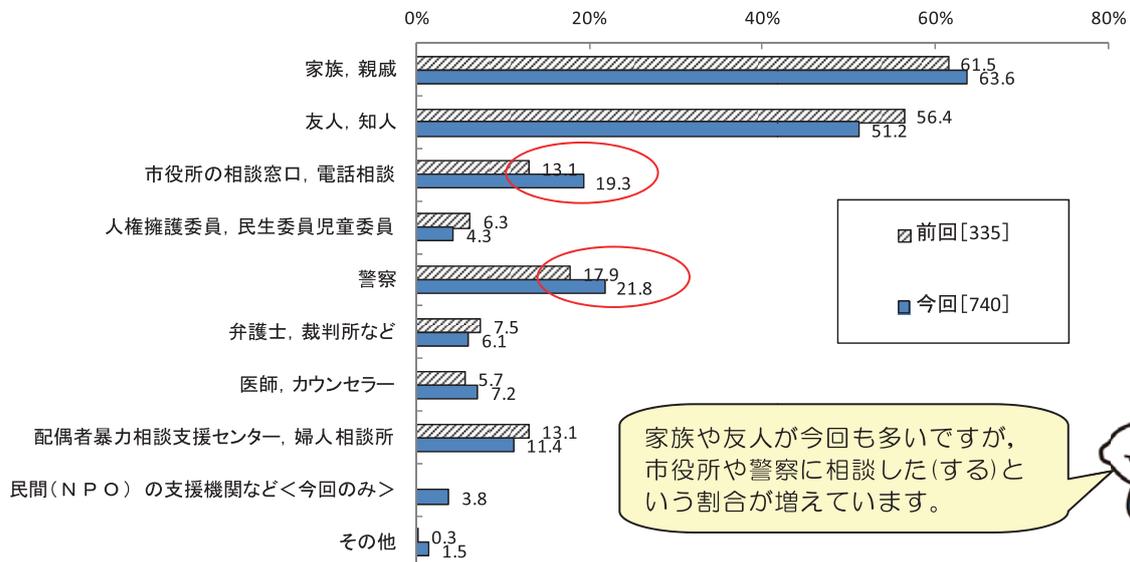
【問7】暴力を受けたとき、誰かに相談しましたか(すると思いますか) (前回との比較)



前回よりも、「相談した(する)」という割合が増えています。

問8 問7で「1 相談した（相談すると思う）」に○をつけた方におたずねします。そのとき相談した人（場所）を教えてください。（あてはまるものすべて選択）

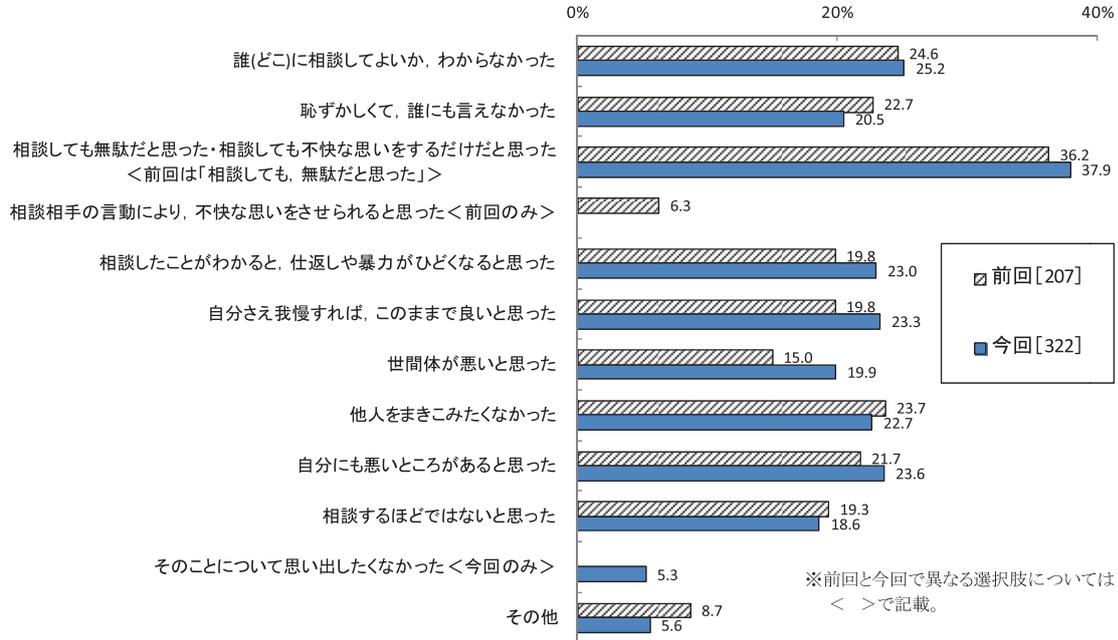
【問8】相談先（あてはまるものすべて選択/前回との比較）



家族や友人が今回も多いですが、市役所や警察に相談した(する)という割合が増えています。

問9 問7で、「2 相談したかったが、相談できなかった（できないと思う）」または「3 相談しようとは思わなかった（しようとは思わない）」に○をつけた方におたずねします。相談しなかった（しない）理由を教えてください。（あてはまるものすべて選択）

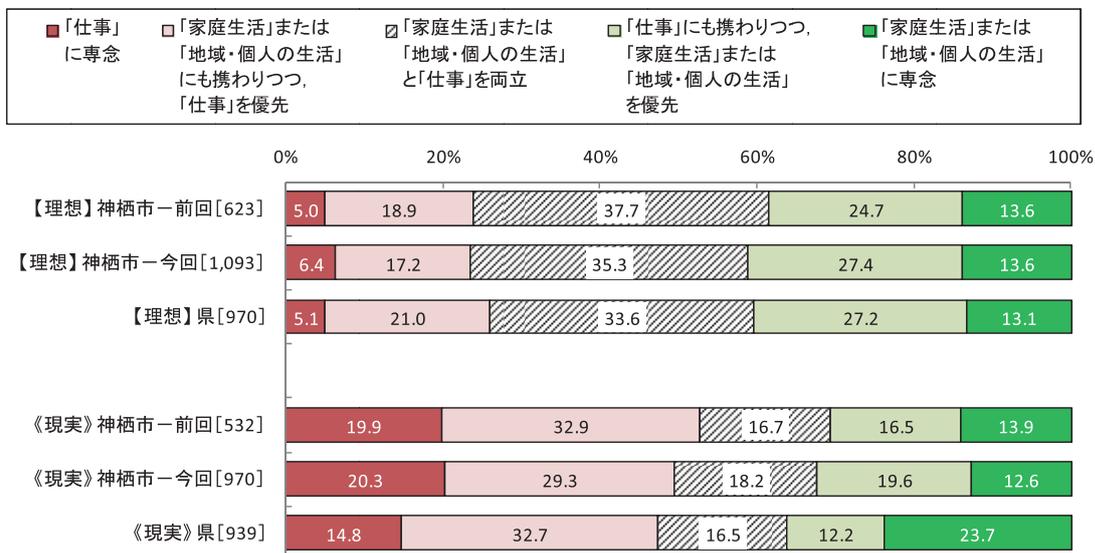
【問9】相談しなかった（しない）理由（あてはまるものすべて選択/前回との比較）



問10 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況について、「理想」と「現実」はどうか。

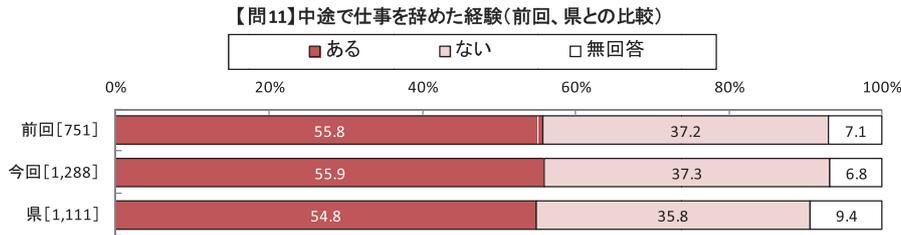
- ・「仕事」とは：雇用者として勤務、自営業、家族従業など。契約や勤務形態は問いません。
- ・「家庭生活」とは：家での生活、家族との生活、家事、育児、介護・看護など。
- ・「地域・個人の生活」とは：地域活動（ボランティア活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業も含む）、趣味・娯楽、スポーツなど。

【問10】「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況(前回、県との比較)  
<「よくわからない(現在仕事をやっていない)」と「無回答」を除いて比較>

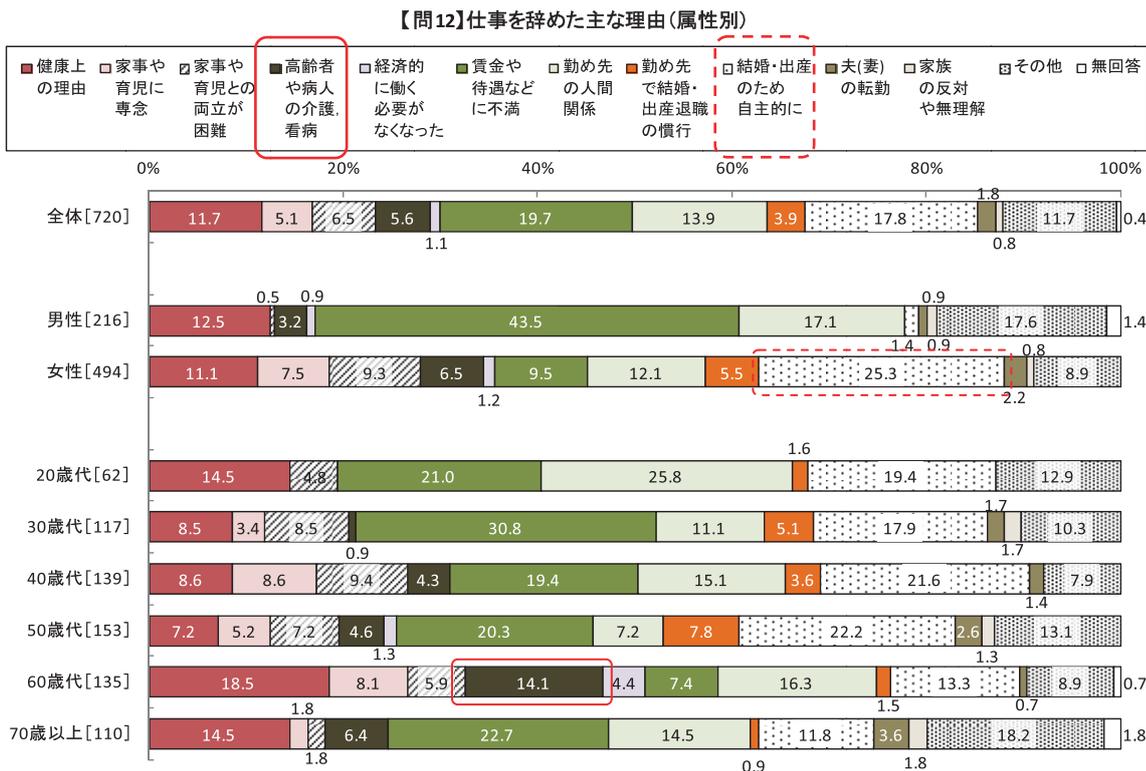


理想は「両立」、現実には「仕事」って人が多いですが、前回より割合は減っています。

問 11 途中で仕事を辞めた経験がありますか。(1つだけ選択)

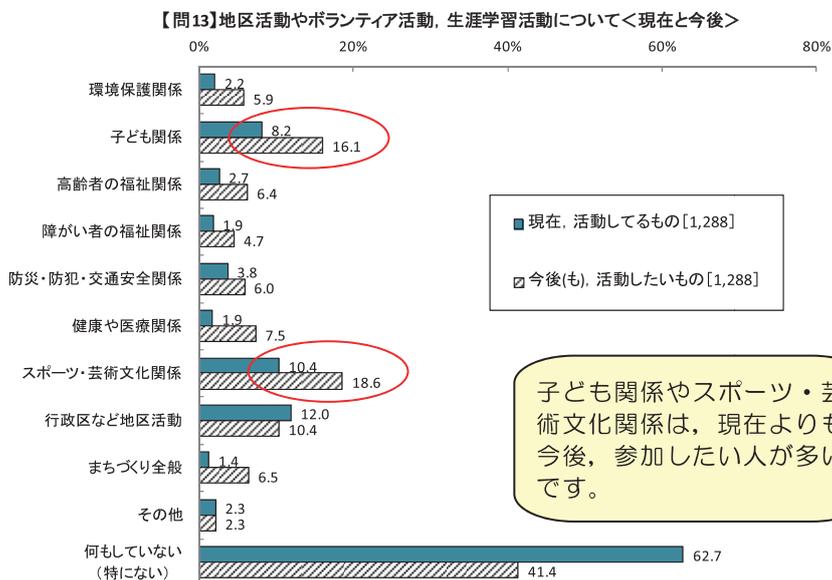


問 12 問 11 で「ある」と回答した方におたずねします。最後に仕事を辞めた主な理由は何ですか。



男性に比べて、女性は「結婚・出産で自主的に」という割合が高く、60歳代は「介護のために」辞めた割合が高いです。

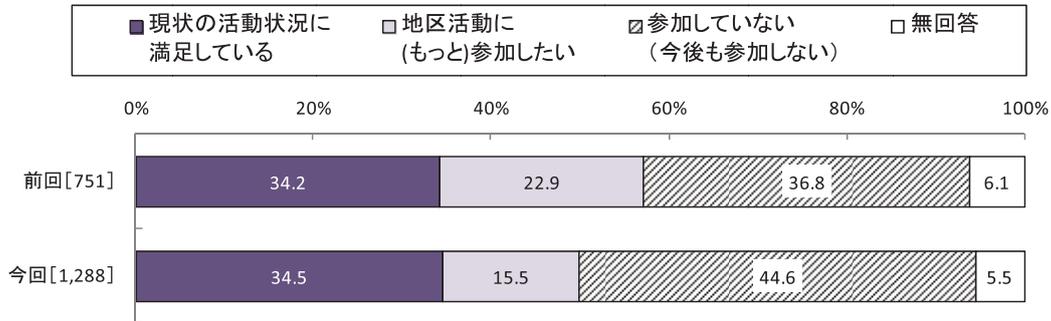
問 13 地区活動やボランティア活動、生涯学習活動などを行っていますか。また、今後したいと思いますか。(あてはまるものすべて選択)



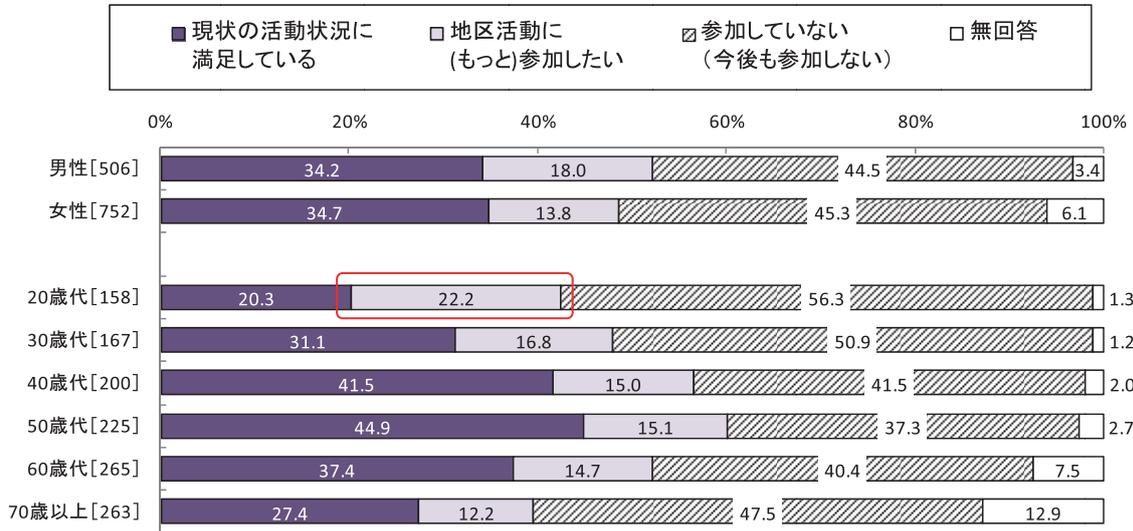
子ども関係やスポーツ・芸術文化関係は、現在よりも今後、参加したい人が多いです。

問 14 現在の地区活動（お祭り，清掃活動，防災活動，交通安全活動など）の参加状況についてどのように感じていますか。

【問14】現在の地区活動の参加状況で感じる事(前回との比較)



【問14】現在の地区活動の参加状況で感じる事(属性別)

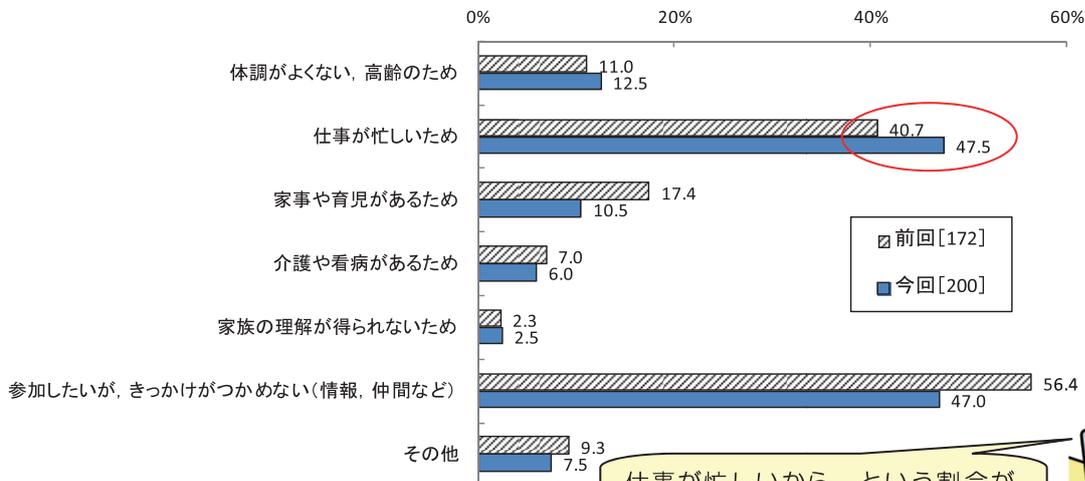


20歳代はもっと参加したい、という割合が高いです。



問 15 問 14 で「2 地区活動に(もっと)参加したい」に○をつけた方におたずねします。参加したいのに参加できない理由は何ですか。(あてはまるものすべて選択)

【問15】参加したいのに参加できない理由(前回との比較)

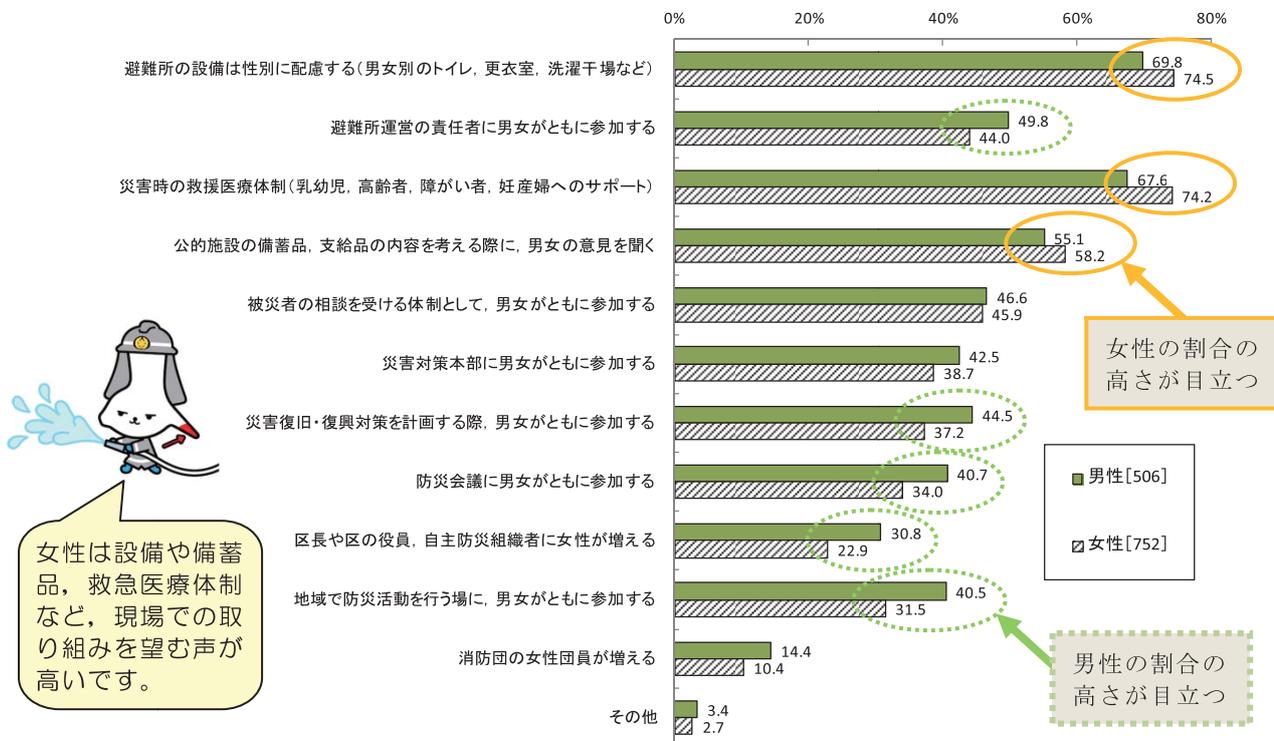


仕事が忙しいから、という割合が前回よりも増えて、1位です。



問 16 災害復興時あるいは日頃の防災の取り組みなどでどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)

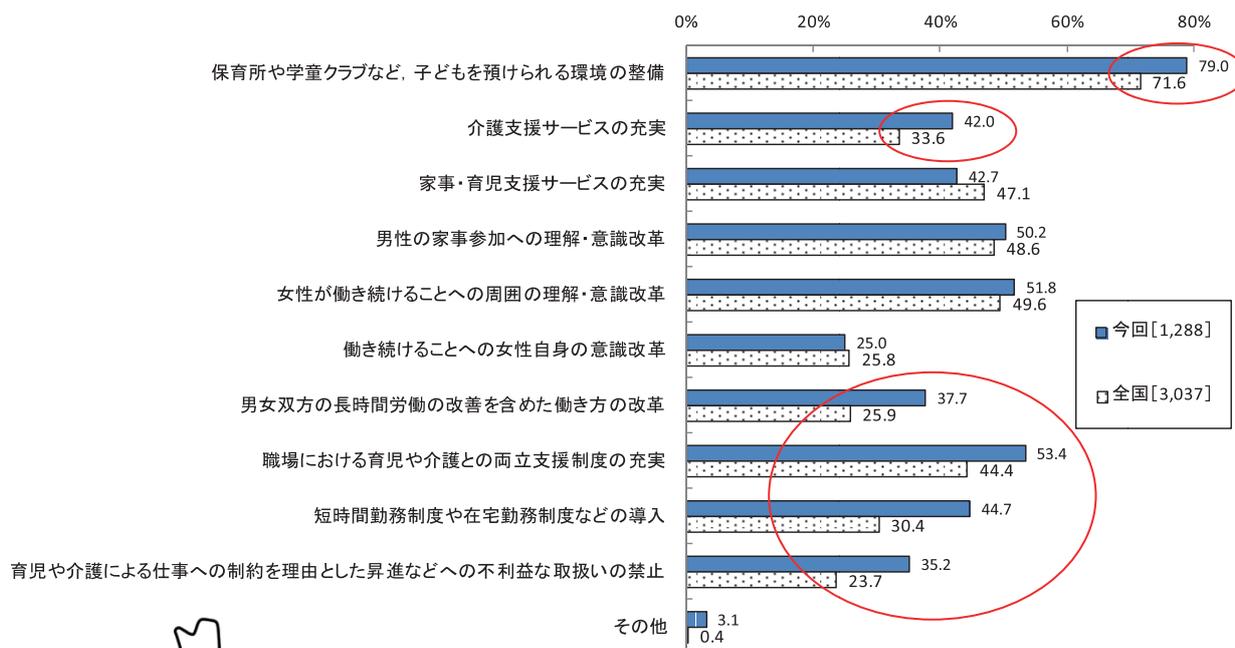
【問16】災害復興時あるいは日頃の防災の取り組みなどで必要なこと(あてはまるものすべて選択/性別)



女性は設備や備蓄品, 救急医療体制など, 現場での取り組みを望む声が高いです。

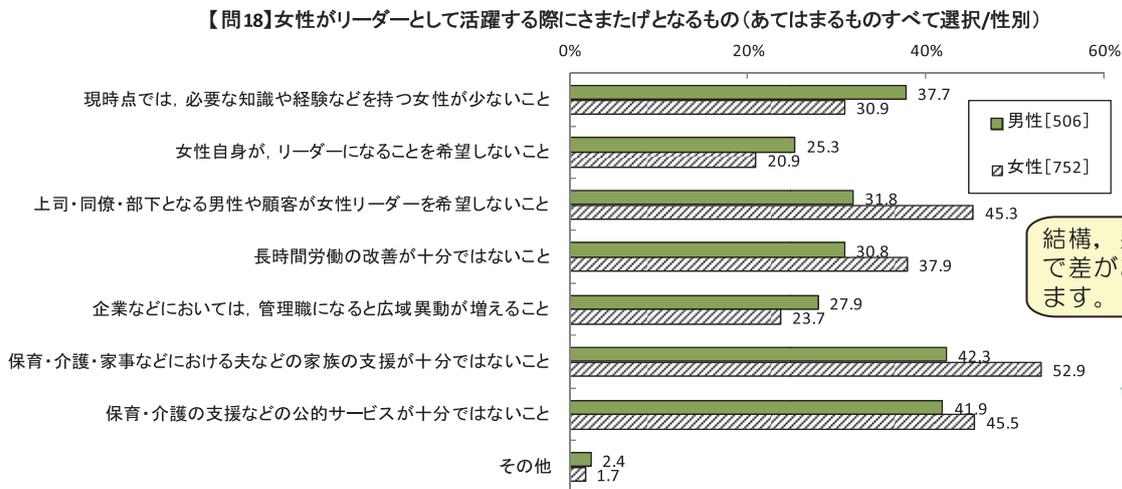
問 17 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために, 家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)

【問17】女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこと(あてはまるものすべて選択/全国との比較)

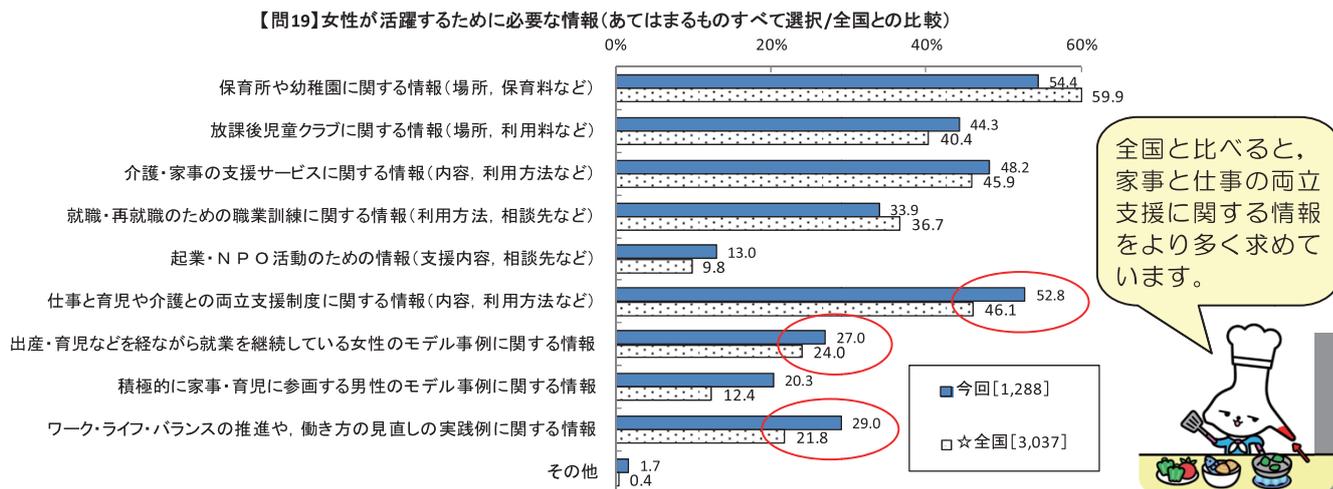


全国と比べると, 職場の環境改善や, 労働条件の改善つながることが望まれています。また, 保育だけでなく, 介護支援を求める声も高いです。

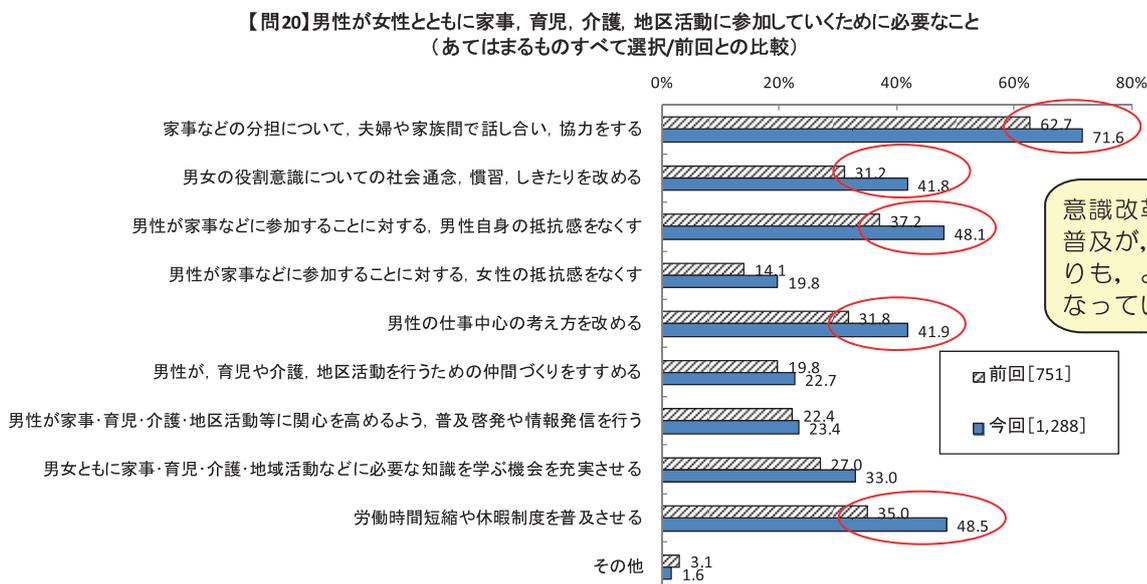
問 18 政治・経済・地域などの各分野で女性がリーダーとして活躍する際に、さまたげとなるものは何だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)



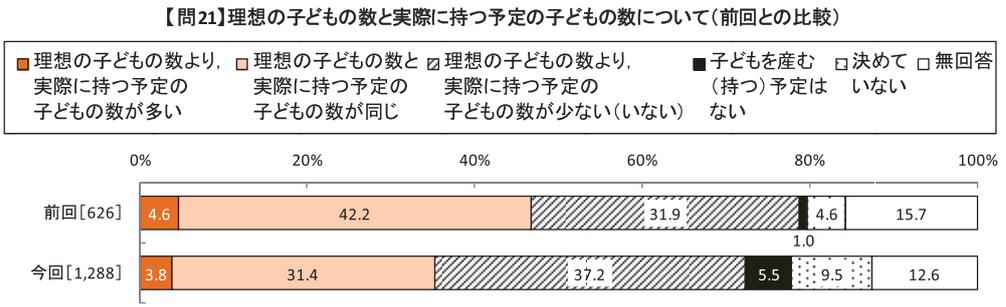
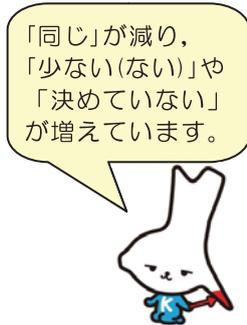
問 19 女性が活躍するにはどのような情報が特に必要だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)



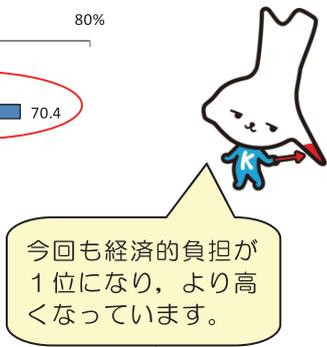
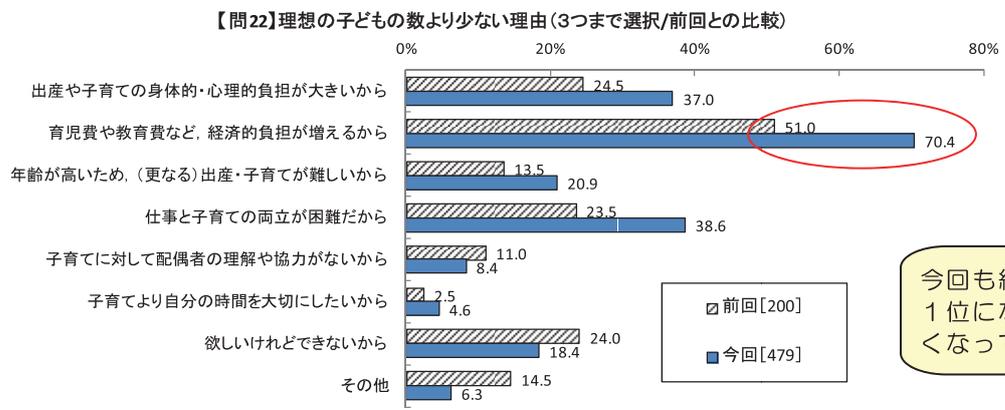
問 20 男性が、女性とともに家事、育児、介護、地区活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)



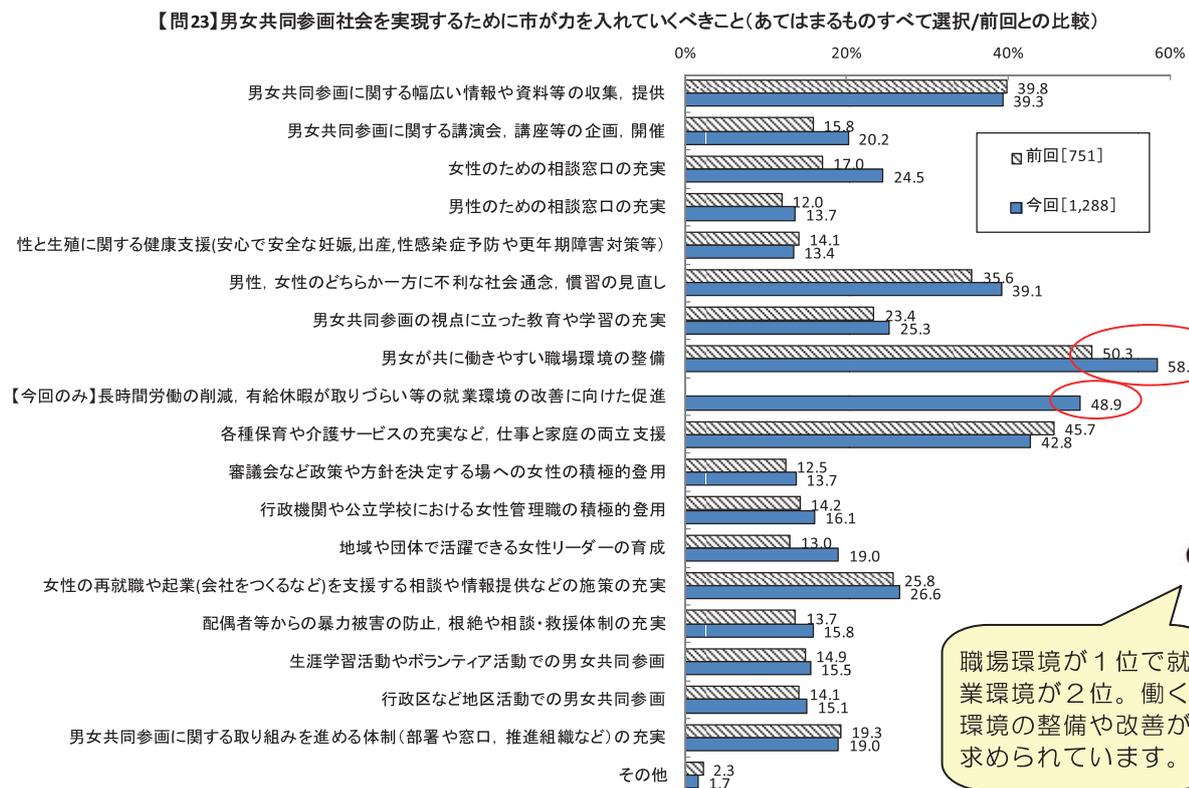
問 21 理想の子ども数と実際に持つ予定の数について、現時点でどのようにお考えですか。



問 22 問 21 で「3 理想の子ども数より、実際に持つ予定の子ども数が少ない (いない)」に○をつけた方におたずねします。その理由は何ですか。(3つまで選択)



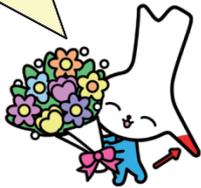
問 23 男女共同参画社会を実現するために、市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(あてはまるものすべてを選び、番号に○を)



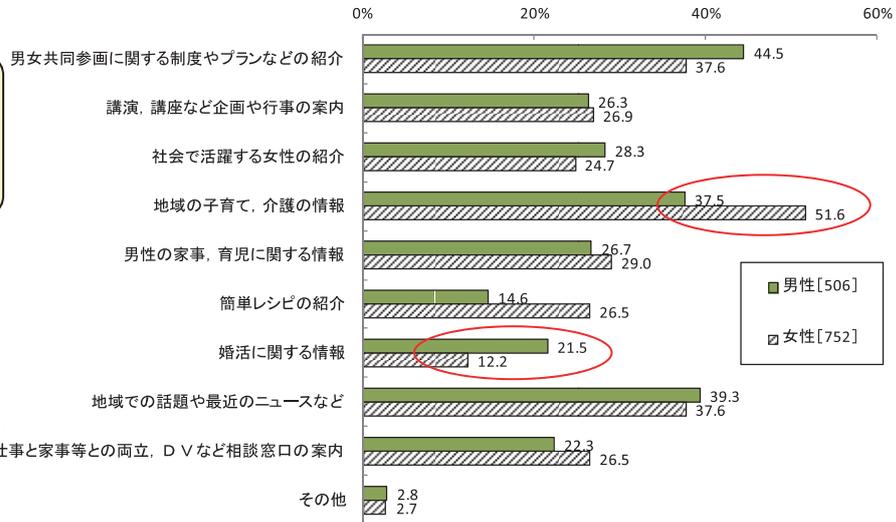
問 24 市では市民スタッフの企画・編集により神栖市男女共同参画情報誌「ハートフルかみす」を年2回発行しています。掲載する内容としてどのようなものをご希望されますか。(あてはまるものすべて選択)

【問24】「ハートフルかみす」に希望する内容(あてはまるものすべて選択/性別)

女性は「地域の子育て、介護の情報」が1位。男性は「婚活に関する情報」が女性より高いです。



就業や社会参加, 仕事と家事等との両立, DVなど相談窓口の案内

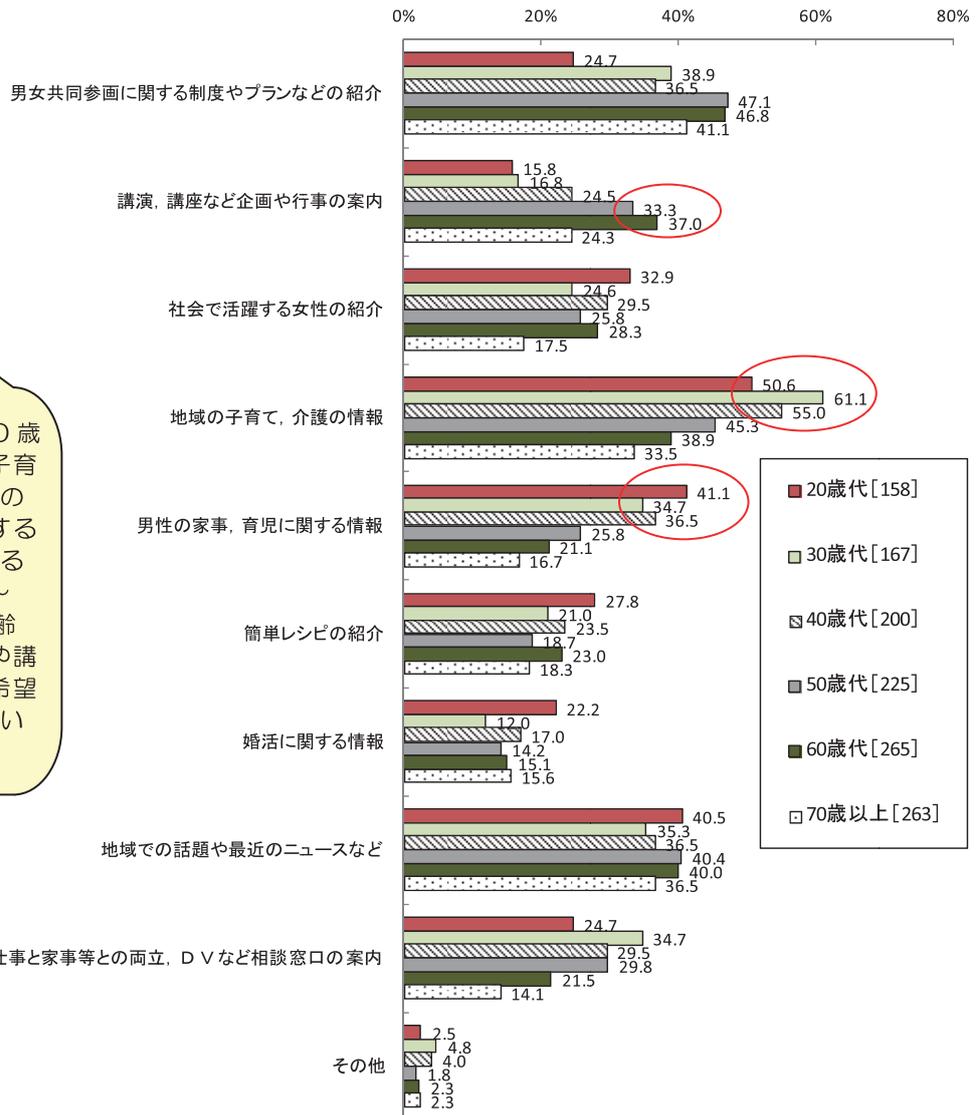


【問24】「ハートフルかみす」に希望する内容(あてはまるものすべて選択/年齢別)



40歳代以下は50歳以上に比べて、「子育てや介護」や「男性の家事, 育児」に関する情報を希望している割合が高く, 50~60歳代は他の年齢に比べて, 「講演や講座など」の情報を希望している割合が高いです。

就業や社会参加, 仕事と家事等との両立, DVなど相談窓口の案内



## 男女共同参画に関する国内外の動き

年号	国際連合	日 本	茨 城 県	神 栖 市
昭和21年 (1946)	「婦人の地位委員会」 を発足			
昭和47年 (1972)	1975年を「国際婦人 年」とすることを宣言			
昭和50年 (1975)	「国際婦人年世界会 議」を開催(メキシコ シティ) テーマ：平等・発展・ 平和 「世界行動計画」を採 択	総理府に「婦人問題企 画推進本部」を設置 「総理府婦人問題担当 室」を設置		
昭和51年 (1976)	「国連婦人の10年」 (1976～1985年)	民法(離婚複氏制度) を改正		
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」を策 定 「国立女性教育会館」 を設置		
昭和53年 (1978)			婦人問題を担当する課 として、生活福祉部に 青少年婦人課を設置	
昭和54年 (1979)	「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に 関する条約(女子差別 撤廃条約)」を採択			
昭和55年 (1980)	「国連婦人の10年中 間年世界会議」を開催 (コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」 に署名 「民法・家事審判法」 を改正	婦人児童課において婦 人問題を担当 第2次県民福祉基本計 画に「婦人の福祉の向 上」を位置付け	
昭和59年 (1984)		「国籍法」を改正		
昭和60年 (1985)	「国連婦人の10年最 終年世界会議」を開催 (ナイロビ) 「西暦2000年に向け ての婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦 略」を採択	「男女雇用機会均等 法」を交付 「女子差別撤廃条約」 を批准		
昭和61年 (1986)			新茨城県民福祉基本計 画に「女性の地位向上 と社会参加の促進」を 位置付け	
昭和62年 (1987)		「西暦2000年に向け ての新国内行動計画」 を策定		
平成元年 (1989)				(神栖町) 「神栖町婦人活動振興 懇談会」を設置

年号	国際連合	日 本	茨 城 県	神 栖 市
平成2年 (1990)	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		婦人問題推進有識者会議より「女性プラン策定に関する提言」を提出 茨城県女性対策推進本部を設置	
平成3年 (1991)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を改訂(第一次)	「いばらきローズプラン21」を策定 婦人児童課内に女性対策推進室を設置	
平成4年 (1992)		「育児休業法」を施行		
平成5年 (1993)	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	「パートタイム労働法」を施行	児童福祉課女性青少年室を設置	(神栖町) 女性行政の担当を社会教育課から生涯学習課に組織替え
平成6年 (1994)	「国際人口開発会議(カイロ)行動計画」を採択	男女共同参画推進本部, 男女共同参画室, 男女共同参画審議会を設置 家庭科の男女必修を完全実施	女性青少年課を設置	(波崎町) 企画課内に女性行政係を設置 「女性行政懇話会」を発足
平成7年 (1995)	「第4回世界女性会議」を開催(北京) テーマ: 平等・開発・平和への行動 「北京宣言」「北京行動綱領」を採択	「育児休業法」を改定 「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」を批准	茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」を位置付け 「男と女ハーモニー週間」を設定	(神栖町) 総合計画に「女性プランの策定」を位置付け (波崎町) 「女性行政研究会」を発足 「波崎町女性団体連絡会」を発足
平成8年 (1996)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)を発足 「男女共同参画2000年プラン」を策定	「いばらきハーモニープラン」を策定	(波崎町) 総合計画に「女性行動計画の策定」を位置付け 男女共同参画に関する意識調査を実施 「女性行動計画策定委員会」を設置
平成9年 (1997)		「男女雇用機会均等法」を改正		(波崎町) 「波崎町女性行動計画(はさき・サンサンプラン)」を策定 「男女共同参画都市(女性いきいきのまち)」を宣言 (神栖町) 「神栖町婦人会連絡協議会」を「神栖町女性の会連絡協議会」に改名
平成10年 (1998)				(神栖町) 「神栖町女性団体連絡会」を発足

年号	国際連合	日 本	茨 城 県	神 栖 市
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基本法」を公布	女性青少年課を福祉部から知事公室に組織替え	
平成12年 (2000)	特別総会「女性2000年会議」を開催(ニューヨーク) テーマ:21世紀に向けての男女平等・開発・平和 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」を採択	「男女共同参画基本計画」を策定 「ストーカー規制法」を施行	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」を策定	(神栖町) 女性行政の担当を教育委員会生涯学習課から企画部企画課に組織替え
平成13年 (2001)		男女共同参画会議、男女共同参画局を設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」を施行	「茨城県男女共同参画推進条例」を施行 男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会を設置	(神栖町) 男女共同参画に関する意識調査を実施
平成14年 (2002)			「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」を策定 「茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置	(波崎町) 「波崎町男女共同参画推進条例」を施行
平成15年 (2003)		「次世代育成支援対策推進法」を施行 「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定		(神栖町) 女性総合相談窓口を開設 (波崎町) 女性・子どもセンター竣工
平成16年 (2004)		「DV法」を改正(暴力の定義拡大等) 「育児・介護休業法」を改正(育児休業期間の延長等)		(神栖町) 「神栖町男女共同参画計画(かみずハートフルプラン)」を策定
平成17年 (2005)	「第49回国連婦人の地位委員会」の開催(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」を策定 「育児・介護休業法」を改正(対象労働者の拡大等) 「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定	「女性プラザ男女共同参画支援室」を設置	
平成18年 (2006)		「男女雇用機会均等法」を改正 女性の再チャレンジ支援プラン」を改定	「茨城県男女共同参画計画実施計画(平成18年度～平成22年度)」を策定	男女共同参画推進担当を企画部市民協働課に組織替え 男女共同参画に関する意識調査を実施
平成19年 (2007)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事		「神栖市男女共同参画推進条例」を施行 「神栖市男女共同参画審議会」を設置

年号	国際連合	日 本	茨 城 県	神 栖 市
		と生活の調和推進のための行動指針」を策定		
平成20年 (2008)		「DV法」を改正（保護命令制度の拡張等） 「次世代育成支援対策推進法」を改正（一般事業主行動計画の公表義務化等）		「神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）」を策定
平成21年 (2009)		「育児・介護休業法」を改正（短時間勤務制度の義務化等）	「茨城県男女共同参画推進状況調査」を実施	
平成22年 (2010)	「第54回国連婦人の地位委員会記念会合」の開催（ニューヨーク）	「ワーク・ライフ・バランス憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を改定 「第3次男女共同参画基本計画」を策定		
平成23年 (2011)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定	男女共同参画に関する市民意識調査を実施
平成24年 (2012)		「子ども・子育て関連3法」を公布 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」を策定		
平成25年 (2013)				神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）の中間見直しを実施
平成26年 (2014)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択	「DV法」を改正（適用対象の拡大等）	「ウィメンズパワーアップ会議」を設置	
平成27年 (2015)	「第59回国連婦人の地位委員会記念会合」の開催（ニューヨーク） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布 「第4次男女共同参画基本計画」を策定 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定		
平成28年 (2016)		「女性の活躍推進のための開発戦略」を策定 「ストーカー規制法」を改正	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」を策定	男女共同参画に関する市民意識調査を実施
平成29年 (2017)				「第2次神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）」を策定

## イラスト作者の紹介

この計画書のイラストは、  
神栖市在住のイラストレーター  
かわしまえみさんの作品です。

## かみすハートフルプラン

[第2次神栖市男女共同参画計画]

平成30年3月

発行：茨城県 神栖市

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991-5

TEL 0299-90-1111(代)

FAX 0299-90-1112

E-mail [kyodo@city.kamisuibaraki.jp](mailto:kyodo@city.kamisuibaraki.jp)